

第六十一回 参議院通信委員会會議録第十九号

昭和四十四年六月十二日(木曜日)

午後一時十七分開会

委員の異動

六月十一日

辞任

竹田 現照君

二宮 文造君

六月十二日

辞任

野上 元君

補欠選任

野上 元君

北條 浩君

補欠選任

松本 賢一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

永岡 光治君

新谷寅三郎君

西村 尚治君

松平 勇雄君

鈴木 強君

植竹 春彦君

長田 裕三君

古池 信三君

郡 祐一君

白井 勇君

寺尾 豊君

久保 等君

松本 賢一君

森 勝治君

浅井 亨君

青島 幸男君

国務大臣

郵政大臣

総理府特別地域
連絡局参事官

河本 敏夫君

加藤 泰守君

防衛施設庁施設部長

郵政事務次官

郵政大臣官房長

電気通信監理官

郵政省郵務局長

郵政省貯金局長

郵政省簡易保険局長

郵政省電波監理局長

郵政省人事局長

郵政省経理局長

郵政省電波監理局長

郵政省経理局長

郵政省電波監理局長

郵政省経理局長

郵政省電波監理局長

郵政省経理局長

郵政省電波監理局長

郵政省経理局長

郵政省電波監理局長

郵政省経理局長

郵政省電波監理局長

郵政省経理局長

郵政省電波監理局長

郵政省経理局長

郵政省電波監理局長

郵政省経理局長

郵政省電波監理局長

郵政省経理局長

郵政省電波監理局長

郵政省経理局長

郵政省電波監理局長

郵政省経理局長

郵政省電波監理局長

郵政省経理局長

郵政省電波監理局長

郵政省経理局長

郵政省電波監理局長

郵政省経理局長

郵政省電波監理局長

鶴崎 敏君

木村 陸男君

溝呂木 繁君

浦川 親直君

曾山 克己君

鶴岡 寛君

竹下 一記君

石川 忠夫君

山本 博君

上原 一郎君

倉沢 岩雄君

太原 幹夫君

竹内 省三君

事務局員

常任委員会専門員

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

郵政省電波監理局長

本日の会議に付した案件

○沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(電波に関する件)(放送に関する件)

○委員長(永岡光治君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

昨十一日、竹田現照君、二宮文造君が委員を辞

任され、その補欠として野上元君、北條浩君が選任されました。また本日、野上元君が委員を辞任され、その補欠として松本賢一君が選任されました。

○委員長(永岡光治君) 沖縄における郵便貯金の奨励、及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案を議題といたします。

本法律に対し、質疑のある方は順次御発言願います。

○長田裕三君 沖縄問題が沖縄住民の間ではもちろんのこと、本土国民の間でも最も重要な案件として取り扱われているこの際、長い間の懸案でありました戦前の郵便貯金、簡易生命保険などの支払い問題が解決を見ようとしていることはまことに意義深いことと思っております。この支払い問題の質問に入る前に、施設権分離以後、通信関係の諸業務が本土・沖縄間、まあ形の上では国際業務になると思っておりますが、本土・沖縄間での取り扱われてきたか、あるいはいわずに沖縄援助などといわれるようなもので、通信関係でどのようなことがあったかについて概略をお聞きたいと思っております。

○政府委員(溝呂木繁君) 郵政省関係いたしましたので、対沖縄の問題につきましては、いろいろの方面にわたりますので、便宜から一括して簡単に御説明させていただきますと思っております。

まず、郵政関係として沖縄方面から研修生の受け入れ等でもって、この三年間の人員を見ますと、約三百四十一名受け入れております。この中には、研修所において研修を受けておられるいは通信記念日の式典などには沖縄の方を熊本郵便局にお呼びして、そして同じ気持ちになつていただこうというような施策を含めて三百四十一名

受け入れております。

それからなお派遣人員といたしましては、同じく三年間に二百二十四名、これは主として講師という形でもって沖縄における郵政事業等についての指導ということに当たっているわけでございます。

次に、郵便関係について申し上げますと、御承知のように、沖縄と本土間の郵便物の取り扱いにつきましては、万国郵便連合の条約とかあるいは小包約定というものが適用されますので、本来ならば外国郵便物として取り扱わなければならないのでありますが、本土と沖縄との特殊な関係にかんがみまして、通常郵便物の種類、料金、あるいは各種の利用制度等については、従来から実質的には内国郵便物と同様な取り扱いを大幅に取り入れて、特殊な関係を結んでおります。

それから、沖縄における郵便局舎の改善等につきましては、非常に向こうで困っているというお話がございまして、一九七〇年度におきましては、これはいわゆる産業振興融資特別措置法というものによりまして日本の財政投融資資金を向こうに渡しまして、約一億一千万円で局舎の改善に寄与したいというふうに考えております。

それから、災害救助用小包の問題につきましても、これが郵便扱いとするものについては、無料で日本から差し出せるようにするというようなこともやっております。

それからなお、御承知のように、お年玉年賀はがきに基づく寄付金の配分につきましても、御承知のように昭和三十三年以来ずっとやっておりまして、これは南方同胞援護会を通じてでありまして、その総額は四十三年度までに三億二千万円という額にのぼっております。

それから貯金関係につきましても、先ほど郵便について申し上げましたように、本来的には為替

の交換業務というものは一応為替管理上等の問題もあつて、外国とみなされているわけでありますが、やむを得ないもの以外は、内国郵便為替と同等の扱いをいたしております。

それから保険関係につきましては、先ほど財投関係で申し上げましたが、その一環として、四十三年度から琉球政府に先ほど申しましたように融資する道が開かれましたので、簡保資金としても五億円をその融資の原資として振り向けるようにいたしております。

それから電気通信関係につきましては、まず、昭和三十六年から三十七年にかけては一般会計予算で一億八千万円、それに電電公社のほうの機材提供が一億三千万円、計三億一千百万円をもって例の日流間のマイクロ回線、これは電話六十回線と、テレビ一回線の設備を建設いたしました。これをすでに琉球電電に譲渡いたしました。それから、同じく一般会計六億七千万円をもつて、沖縄本島と先島間のマイクロウェーブ回線、これは電話三十六回線ですが、この建設を行ないまして、これを琉球電電に譲渡する予定で、近々譲渡できるんじゃないかというところまでいっております。

それから同じく電気通信関係になりますが、例の資格の取得の問題がいま国会にかかっておりまして、それが通りますと、電話交換取扱者とか、あるいは工事担任者としての資格の認定を受けた者が、本土内においても同様の扱いを受けるということになるわけでございます。これはたしか衆議院を通りまして参議院において審議中ではないかと思ひますが、そういう扱いを考えております。

それから放送関係につきましてもございしますが、これは過般本委員会においても審議していただきましたが、四十三年四月にできました法律に基づきまして、NHKがOHKに対して送信設備を設置してこれを無償で貸し付けるということになりまして、これが約三億五千万円の援助という

形になっております。

それから同じく放送関係につきましては、沖縄のいわゆる宮古群島及び八重山群島にテレビジョンの放送局をつくつてくれという要望が強かったもので、これはだいぶ前になりましたが、昭和四十一年度の予算と四十二年度の予算合計七億一千百万円でテレビジョン放送局を設置して、その御要望におこたえたということがございます。

それから、それに関連して同じく電波関係で、先ほど申しましたいわゆる資格問題で、無線従事者の国家試験の免許に關して資格試験の問題がやはり同じように、その法律が通りますと、沖縄と日本との間において同じような取り扱いが行なわれるというところになるかと思ひます。

大体通信郵政関係につきまして、沖縄との関係を御説明申し上げました。

○長田裕二君 大体いままでの状況は、両者の関係、通信関係についてはわかつたわけですが、少し広く、日本政府が施政権分離以後沖縄に対してどういう方針で臨み、どういふ特別の措置をしてきたかにつきまして、これは非常に広範多岐にわたるでしようが、ひとと概略でけっこうですが御説明願ひたい。

○政府委員(加藤泰守君) 平和条約ができましたのが二十七年の四月二十八日でございますので、それからのごときでございますが、二十七年にはすでに教育関係の援助を始めております。最初やはり教育が非常に重要だということで、沖縄における教育について本土のレベルと比較して少しでも教育のレベルが落ちないようという配慮から、まず教育関係から手をつけたわけでございまして、三十一年には南方同胞援護会という特殊法人をつくりまして、これを通じていろいろの援助を開始したわけでございますが、さらに三十二年からは総理府から直接援助をするようになっております。ただ当初におきましては、何といたしましても援助額が少なく、またその内容もただ建物や贈与するとかあるいは物の贈与とか、そういう程度、あるいは技術者の派遣等に限られておりま

したが、三十六年の六月に池田・ケネディ会談の結果として、本格的に財政援助が行なわれるようになったのでございまして、そして三十九年の日米協議委員会の設置、四十年の総理の訪沖等によりまして、沖縄援助費も年々増額されて、その内容も格段の充実をしたわけでございまして、それを数字的に申し上げてみますと、三十七年には約十億の予算が計上されました。三十八年は十八億、三十九年は十八億でございますが、四十年に入りまして二十八億、そして四十一年には六十一億、四十二年には百三億、四十三年、去年でございますが百五十三億、その中の二十八億は財投でございます。それから本年度四十四年には二百二十七億、そのうち財投が五十三億入っております。数字的にはこのようになつておりますが、内容的には先ほど申し上げましたように、教育関係が非常に重要だということで、当初から教育には力を入れて援助をしております。

それから社会福祉関係、これらも相当沖縄の公衆衛生等が本土と比較して非常に悪いというような観点から、これにも力を入れてきていたわけでございまして、昨年の十一月五日に本土と沖縄の一体化に関する基本方針というものを閣議決定いたしました。沖縄が本土に近く復帰するであろうという想定のもとに、復帰の際の摩擦を最小限にすることを目的といたしまして、おおむね三カ年で計画を遂行したいということで、三カ年計画の策定というのを考えたのでございまして、この計画の内容は、もちろん住民の福祉の増進ということが中心であるの言うまでもございせんが、さらに社会的、経済的な諸分野にわたつて、また従来やとすれば個別的にわたつておりましたものを総合的に一体化を進めていくこと、そしてそういうことによつて復帰に伴いますいろいろな摩擦等が最小限になるであろうというところで、この閣議決定を見たわけでございまして、その内容といたしましては、沖縄の住民の生活、それから産業に關するいろいろな制度をまず一体化する、あるいは一元化する。それから公共施設、社会福

祉、産業基盤施設等の整備、水準を本土並みに引き上げる。それから沖縄の経済を本土経済の一環として安定させ、成長させていくためには、どうしたらいいかというようなことを基本的に考えていくというのでございまして、この閣議決定の基本的な考え方であるわけでございまして、こういう考え方に沿ひまして、本年、四十四年におきまして、これを三カ年計画の初年度といたしまして二百二十七億の援助計画を立てたわけでございまして、この二百二十七億の中に於いて教育、社会福祉、産業基盤、それから市町村財政等に重点を置いてこれを効果的にやつていく、こういうことになっております。

教育について少し詳しく申し上げますれば、共済制度の確立とか、あるいは身分制度の整備、あるいは教育施設備品の整備等を小学校、中学校それから高等学校、また琉球大学等、大学教育につきましても整備をはかつていくということにいたしております。

社会福祉につきましては、各種の社会保険制度の整備充実、それから公衆衛生及び医療制度につきまして、本土とできるだけ一元化をはかり行政のサービスを強化をしていきたいという考え方で予算を計上しております。

また市町村が非常に、何と申しますか、本土と比較して財政的にも弱い状態にございまして、その行政水準を高めるために市町村の規模を適正化し、また行政能力を向上させていくたいというようなことで、特に市町村に対して交付金を援助の対象にいたしております。

産業につきましては、先ほど申し上げましたような本土と沖縄の経済の関係を密接にいたしまして、しかしながら、沖縄の経済を確立し、沖縄の特殊性を生かしながら経済体制を確立していくという必要もございまして、道路港湾等の産業基盤の整備をはかっているわけでございまして、こういうような措置をとることに四十四年の予算におきましては考えたわけでございまして、さらに、三カ年計画でございますので、四十五年、

四十六年度において、さらにこれを充実していくという事を考えているわけでございます。復婦に伴いまして、復婦の際に、いろいろな本土と沖縄の制度の相違あるいは格差等がこの三カ年計画の実施によって相当程度是正されるというふうなわけに考えております。こういうことによりまして、復婦の際の摩擦がなくなり、また沖縄の住民の生活レベルが向上するということを期待しているわけでございます。

○長田裕二君 たいだいま詳細な御説明がありましたが、そのような特殊な深い問題にあり、また特別な措置がなされてきたわけでありますが、郵便貯金、簡易保険などの支払い問題が今日まで解決できなかった事情、最近に至ってそれが解決されようとしているその経緯を御説明願いたいと思ひます。簡単にだけつこうです。

○政府委員(鶴岡寛君) 終戦後沖縄の貯金の支払、また簡易保険の支払いがずっと凍結をされてまいったわけでございますが、三十五年の五月になりまして、日本政府が直接に沖縄の預金者あるいは契約者に対して支払ってよろしいという日本とアメリカとの間の合意ができたわけでございます。これによってようやく支払い可能の状態に入つたわけでございます。ところが沖縄側としましては、一円をドルに換算してこれを支払つてくれという非常に強い要望を出したために、私どもとしてはどうにも応じ得ないというわけ、これを拒否してまいったわけでございます。またさらにそれをドルを七十数セントにダウンしてきた。そういう交渉も持ち込まれたわけでございます。われわれはこれらに対処しまして、ある場合には定額貯金の最高利回りをつけてやろうとか、いろいろな案は持って、予算にも一応計上もしておつたわけでございますが、話し合ひは要するにつかなくなつたという実態でございます。しかるに昨年の八月になりまして、琉球側はいよいよ最終の案というふうな気組みで、一円を三六・七セント、これを日本円に直しますと百三十二円でございますが、それに換算してやつても

らいた、そういう要求を提出いたしました。これを日本円に直しますと約五十四億円でございす。で、私ども内外の情勢等を考えまして、ここで妥結をはかりたいということになりまして、相当回数折衝等を重ねました結果、ここに四つばかりの提案をなしたわけでございます。

一つは、法定支払い金と申しますか、法律上当然にわれわれが支払わなければならない金、これは貯金の元金、保険の支払い準備金、それに貯金には通常貯金の利子を加えたもの、これは一億ばかりになるわけでございます。それから見舞い金を出そうと、はなはだ気の毒であつたから見舞い金という形で現金支給をしよう、これが四億ばかりでございます。そしてなおまた貯金保険の会館施設というふうなものをつくつて、これを無償で貸与しよう、これは大体五億くらいでございます。締めて郵政関係から出します金が十億ばかりになります。同時にまた、今度はこれはいわゆる財投からでございますが、三十億円を三カ年におつたつて融資をしようというふうなことで、結局十億足す三十億で四十億、この中には融資や貸し付けも貸与も入るわけでございますが、要するに表向きの総額は四十億と、向こうの提案の五十四億に對しまして五分の四ばかりの比率になつたわけでございます。そこで琉球側としましては、預金者の代表、そしてまた琉球政府、そしてまたわれわれ、三者の間で完全な意思の合致を見て、いま事実上解決の緒につこうとしてゐる、解決に至らんとしておるといふのが実態でございます。

○長田裕二君 ちよつと話が前後しまして、あの結果の金額などが出てまいりましたが、初めの事の起こりはどういふ種類の金がどのくらいかという事をちよつと御説明してください。

○政府委員(鶴岡寛君) 最初琉球の住民が持つておりました郵便貯金等の現在高でございますが、これは郵便貯金関係におきましては、終戦当時におきまして、二十一年の一月末で四千三百三十六万一千円でございます。そして簡易保険関係におきましては、七百五十一万六千円、合計四千八百八

十七万七千円が終戦当時の現在高でございます。

○長田裕二君 この四千八百八十七万円にからんで、その後、払い戻しの手続もとれないままに打ち過ぎた、いまこれに對して普通の国内の通常のやり方での払い戻しでは困るという事で、いろいろ話し合つた結果、先ほどの総額十億程度のところで大体まともなうとしてゐるというところ、どこにいま聞いたわけですが、さらにその内訳は、何といひますか、たとえば法定支払い金とも言えるようなもの、それから見舞い金とも言えるようなもの、それから施設をつくつて無償で貸し付けるといふこと、これらをあわせて十億円と、そのほかに四十五年度以降三年間にわたつて財投三十億を貸し付ける、そういう内容ですな。

の月の残高に對して利子をつけることになっていすが、為替はそのまゝの形でつか。それとも何らかの措置が法定支払い金の中に込められておりますか。

○政府委員(鶴岡寛君) 確かに御説のとおりでございますが、振替につきましては、つい数年前まで利子をつけておりましたために、振替が二十一年一月末で六万九千円でございますが、これが十万七千円に利子を付してふえておるわけでございます。しかし、これに對しまして郵便為替は三十一万円が二十一年一月末にございましたが、これは利子を付しませんで、そのまゝの形で三十一万円を計上したものが法定支払い金の一部を構成してあります。

○長田裕二君 いまの法定支払い金の内訳を少し内容的にお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(鶴岡寛君) そのとおりでございます。

○政府委員(鶴岡寛君) 郵便貯金関係で、ただいま申し上げましたように、二十一年一月末の現在高四千三百三十六万一千円でございます。これらに對しまして、われわれが郵便貯金法上当然に支払うべき通常貯金の利子、これを加えますと、その後二十年の時間を経過いたしております関係上、それが利子を加えますと、九千四百八十八万五千円という金額にのぼつております。これが貯金関係の法定支払い金でございます。保険関係におきましては、先ほど申しましたように、二十一年一月末で七百五十一万六千円ありましたが、これはこのまゝの姿で移りまして、現段階におきまして、四十四年九月末現在におきまして計算をいたしまして七百五十一万六千円、締めて一億百七十一万一千円という数字が、いわゆる法律上われわれが支払い義務を当然に持つておる金でございます。

○長田裕二君 次に、見舞い金につきまして、その内訳なり、算出方法をちよつと御説明願ひます。

○政府委員(鶴岡寛君) まず内訳でございますが、金額をいたしましては、貯金関係が三億三千九百四十二万三千円でございます。保険関係が七千四百七十一万一千円と、そのように相なつております。合計いたしまして先ほど申しました四億一千四百三十三万四千円、これが金額でございます。

○長田裕二君 ちよつとこまかくなつて恐縮ですが、貯金関係の中には為替や振替も入つていたと思ひますが、振替についてはいま国内法でも、そ

次にお尋ねの算出でございますが、これは二つの方面から、この見舞い金の算出をいたしておるわけでございます。一つは、長い間ずっと凍結をいたしました関係上、これはいわゆる定額貯金に預け入れられたと擬制してしかるべきではなからうかという点から、施政権の分離におきまして、すべてこれらの金が定額貯金に預けかえられたという一つ擬制をいたしております。そしてもう一つは、沖縄では通貨が二回ほど終戦後新通貨に逐次

かわったわけでございます。すなわち二十一年の四月には従来の日本円の一円が一B号円に切りかわった。私もはさような事態を背景にいたしまして、われわれの郵便貯金に預入されておる金が、その段階においてB号円債務に切りかわったんだというふうなことを考えてございまして。そしてまた三十三年九月に百二十B号円が一ドルに琉球におきましては切りかえを見ております。その際にもわれわれの貯金の中の金がB号円債務になり、さらにそれがドル債務になったというふうな考え方をとったわけでございまして。このような二つの方面からこれを考えまして計算をいたしますと、ただいま申し上げましたような金額、四億一千四百万円、これは別の見方で申しますと元金の八割でございまして、そういうような計算に相なったわけでございまして。

○長田裕二君 四億一千四百万円というお話でしたが、貯金では三億三千九百万円、これは保険と両方合わせた結果ですか。ただいまの向こうの通貨の切りかわりと、それから最高の定額貯金の利子も計算した、それがそのまま見舞い金になった。それから法定のほうを差し引いて出したわけですか。

○政府委員(鶴岡寛君) そのようにして定額貯金への振替、新通貨交換のつど預けかえられたとみなしたという二つの点から計算をいたしまして、それからただいま長田委員御指摘のとおり、通常貯金の支払い利子などは当然引いたわけでございまして。

○長田裕二君 保険のほうは、どういうやり方でやっているのですか。

○政府委員(竹下二記君) 終戦時に預かっておりました支払い準備金が七百五十一万円ございまして、これはイコール法定払いの金額でございまして。見舞い金の算出につきましては、その当時から四十四年九月末までの内地の簡易保険及び郵便年金の実績運用利回りというもので利息計算をいたしまして、つまり複利的に計算をいたしまして出しました額に、先ほど郵便貯金の場合に話があり

ましたように、琉球通貨の交換率、つまり百二十B号円が一ドルに換算をされた、その率を考慮いたしまして、その金額に三倍をいたしまして出ました答えから法定払い金額を差し引きしましたものが七千四百七十一万一千円という額でございまして、これが見舞い金でございまして。

○長田裕二君 いまの御説明を伺いますと、この見舞い金というのはその名前のとおりなかなか微妙な性格のものだと、いろいろな思いを込め、いろいろな事情を考慮して定められたと思ひますが、これについての予算措置は、どういう金で支払うということになっておりますか、あるいはまた、支払い方法についてお聞きいたします。

○政府委員(鶴岡寛君) 予算措置でございまして、見舞い金は郵政特別会計の諸払い戻し補てん金の項目に入っております。それは保険も同様でございまして。そして支払い方法でございまして、これは私どものほうから琉球政府にいわゆる一括交付をするということにいたしておるわけでございまして。

○長田裕二君 法定支払い金のほうは普通の払い戻しとして郵政会計から、これは見舞い金のほうは、法案の内容にもありますし、非常に微妙な、事業目的等にも関連して払うわけで、これ郵政事業特別会計のほうという分け方をしたわけですか。

○政府委員(鶴岡寛君) そのとおりでございまして。

○長田裕二君 わかりました。次に、この施設の設定ですが、これはどういうものをどういうふうにつくっていくとしておられるのか、御説明をお願いします。

○政府委員(鶴岡寛君) これは私も現在まで琉球政府あるいはまた預金者代表と話し合いました結論的なものでございまして、これは、沖縄における郵便貯金、これは琉球政府の郵便貯金の意味でございまして、郵便貯金の周知奨励、あるいは預金者へのサービス、あるいはまた従業員の訓練を行なう、そしてまた同時に、簡易生命保険恩

想の普及をはかるというような目的をもちまして、したがって、内地で私どもがいま設立を行ないつつありますいわゆる郵便貯金会館、それとはほぼ同じような考え方をもち、ほぼ同じような内容設備を持つものをつくりたい、そのようなことを考えております。

○長田裕二君 その金額なり、あとこれを設置していく計画を御説明願います。

○政府委員(鶴岡寛君) 金額につきましては、貯金のほうから四億円、保険のほうから一億円を拠出したしまして、締めて五億円の規模でこれをつくっていくと考えております。なおまた、何と申しますか、進行の模様でございまして、本法案を御審議願ひ、成立を見ました場合、なるべくすみやかに先方で敷地等を決定、そして着工したいと思っております。結論的に申し上げますと、大体昭和四十六年の三月末完成を目途として取り運ぶことに考えておるわけでございまして。

○長田裕二君 その内容の最後になります住宅建設資金ですけれども、これはどういう年次計画で、どういうものをつくっていくとしておられるのか。いままでの実は法定支払い金、これはもちろん預金者あるいは保険の加入者に、見舞い金もこれは一括して琉球政府に支払うということになっておりますが、これはあとでまた伺いますが、現在いまお答え願ったほうがいいですが、預金者あるいは保険の加入者という関係になつていく見通しなのか。これ琉球政府内部の問題かもしれないが、見通しなのか。それから、郵便貯金会館的なものの使い道はほほわかりませんが、最後の住宅建設資金についても、預金者あるいは保険の住宅建設資金についても、それともこれは一般的にただ琉球政府に住宅建設資金を貸し付けるだけなのか、そこらについてお答えをお願いします。

○政府委員(鶴岡寛君) それでは私から、見舞い金について、これの預金者あるいは保険契約者との関連においてお答えを申し上げたいと思ひます。これは見舞い金は琉球政府に一括交付をいたし

ますが、もちろんそのようにいたしたいきざしは、それは預金者側もそのようにすることに同意し、かつまた琉球政府への一括交付を希望したというふうなことから、このような措置に考えておるわけでございまして。したがって、見舞い金というものは今後それが預金者あるいは保険の契約者に個々に渡るものであるか、あるいはこれを一つとして何らかの施設等をやるかあるいは事業をやるとか、そういうようなことにつきましては、これはもう琉球政府と預金者の総意との間できめるべき問題であらうと存じます。しかし、いづれにいたしましても、この見舞い金は琉球の預金者等が気の毒であるという趣旨から支出をされるものでございまして、そのような趣旨に沿って処理するということはもうその背景として当然に存在している考え方でございます。

○長田裕二君 あるいはこの住宅建設資金の貸し付けのあとの問題は、総理府―郵政省にお聞きしても無理かも知れませんが、郵政省側で大体お聞き及びのことでもありましたら、この場でかわつてお答えを願えればと思ひます。

○政府委員(鶴岡寛君) 本件は、ただいまお話しのように、総理府の所管でございまして、私どもが従来総理府と接して承知している限りにおいて申しますならば、これも、琉球政府を通じて、債権者団体が結成をいたします財団法人、これに貸し付けると、そういうようなことを承知しております。

○長田裕二君 いままで御説明のあった四つの内容、これで長い間の懸案でありました郵便貯金、簡易保険などの支払い問題は完全に円満解決がつくことになりましたか。

○政府委員(鶴岡寛君) その点は、円満にかつまた最終的に本問題は解決すると、そのように考えております。

○長田裕二君 琉球政府との間の合意というものは当然前提となっておりますし、それについての見通しも持っておりますので、この中のたとえば見舞い金、一括して琉球政府に交付するとい

う見舞い金も、こちら側から見れば見舞い金という特殊な金だと、しかし預金者あるいは保険加入者から見れば、一種の、当然の払い戻しとも見るべき要素があるわけでして、郵政省から見ました場合に、琉球政府との関係のほかに、預金者、加入者との関係というものも無視することはできないわけです。政府は承知したけれども、預金者、加入者はいやだと言うような問題も起こるおそれもあるにしもあらずと思いますが、そこらについてのお見通し、あるいは何らかの措置がとられておるかどうか、そこらを御説明したいと思ひます。

○政府委員(鶴岡寛君) まことにごもっともな御質問でございます。結論から申しますと、私どもは、そのような措置をすでに遺憾なくとっておるということでございます。それを簡単に要約して申し上げますが、預金者の人々が結成しております払い戻し期成会というものがございす。それが、沖繩に五十九市町村がございす。それらが、沖繩に五十九市町村がそれぞれ支部をこさえております。その支部で、その支部の総会におきまして代表者を選びまして、五十九名の、——当時大田市町村長でございましたが——それらの人々に交渉権限を一切委任をいたしましたわけでございます。そして、それらの交渉権限を委任を受けた人々が、さらにまた沖繩地区を六つに分けます区域の六名の人々に、その交渉権限を再委任をしたということでございます。そしてさらに今度は、六名の人々は私どもが琉球政府との間で、また預金者団体との間で考えております、先ほどの四つのいわば妥結の条件とでも申しますか、そういうものについて異存がございませんと、それで最終的に解決をしてけっこうでございますといういわば一札を入れておるわけでございます。それはもちろん、文書の形で私どもの手元にまいっております。大体そのようなことで御懸念の預金者、あるいは契約者の総意は十分にきみ取られておる、この解決案で十分であるというに相なろうかと思ひます。

○長田裕二君　よくわかりました。なかなか行き届いた御処置だと思っております。

次に法律案について少しお尋ねしますが、この法律案は、ただいま御説明のあった四項目のうち、第三の、施設、設備の設置と、これの無償貸し付けだけを規定してあるわけですが、法定払い戻し金は当然のこととして、見舞い金については特別に法律の規定は要らないわけですか。

○政府委員(鶴岡寛君) 見舞い金につきましては、私ども立法は要しないと、そのように考えておるわけでございます。それはなぜかと申しますと、これは先ほど申し上げましたように、本年度の予算に、予算上計上されて予算措置を講じてあるということが一点でございます。そしてまた、財政法あるいは会計法等の関係、法律に見舞い金の支出について支出する場合には立法を要するとか、あるいは見舞い金等を支出することはよくないが悪いというような規定もございませんわけてございます。たとえば貯金、保険の施設、これには財政法で無償貸し付けの場合には立法しろというような制約があるわけでございます。しかし、この場合にはそれがなく、そういうことでございます。もちろん見舞い金を支出いたします場合、見舞い金支出の理由とか、あるいは支払い金額、そういう点について不都合がございましたら、これは、不当支出というようなおそれも免れないかと思いますが、そのようなおそれもなし。したがって、立法を要せずして政策的な配慮としてこれを支出し得る、そのように考えております。

○長田裕二君 この「琉球政府が行なう沖繩における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及のために」という理由づけが、この施設、設備の設置と無償貸し付けの理由にされておりますが、特にこういう理由をつきましたのは、いままでのこの問題のいきさつなどからすると、ちよつと不自然なような感じがしますけれども、こういう理由づけに限定しましたいきさつなり、根拠なり、あるいは事情なりを御説明願えたらと思います

が。

○政府委員(鶴岡寛君) 確かにそのような御疑念もあるかと存じます。しかしこの施設と申しますものは、これはこの条文にもございますように、琉球政府にこれを貸すものであるということでございます。そうして、それが一点と、逆に申しますと、旧日本郵便貯金、あるいは旧日本簡易生命保険の加入者とは、いまの段階では直接のつながりが一応断たれておるわけでございます。そういう点から、これが事実上は、この本問題の解決の一助として考えられ、また結果として、そのような解決を促進するものではございますが、法律の立て方といたしましては、やはり琉球政府が沖縄の郵便貯金を振興するためにこれを立て、そうしてまたそこで従業員の郵貯、あるいは郵貯の従業員のレベラアップ等をやつて、復帰の際に日本の郵便貯金にプラスになるようにということをとてまゝとして、このような立法の形をとつた、そういうことでございます。

○長田裕二君 この支払い問題につきましての質問は、私はこれで終わります。あと次に、ほかの質問に若干移りたいと思いますが、この長い間にわたったむずかしい問題が解決されんとしていることにつきまして、本土並びに琉球、沖縄の関係の方々に心から敬意を表する次第であります。

次に、郵便貯金、簡易保険の募集奨励のことにつきまして若干御質問をいたします。

最近の貯金の伸び、あるいは保険の伸びの状況と、それについての考え方をお聞きしたいと思います。

○政府委員(鶴岡寛君) 一言にして申し上げますならば、きわめて順調ということでございます。たとえば過去三年間を例にとつてみますと、四十一年度がその純増加額、これは利子を——元加利子を入れない分でございますが、ほんとうの伸びでございますが、これが対前年度比で見ます場合一二七%、四十二年度が一三六%、そしてまた四十三年度は一二四%というようなきわめて好調な伸びを示しております。これは申すまでもないこと

とでございますが、現場の管理者諸君、また従業員諸君が懸命にこの郵貯事業を推進していただいたその効果であるわけでございますが、同時にまたここ数年來の、特に三十四年以降のやはり國民經濟の伸び、これに伴いまして私どもの顧客であるサラリーマン階級の、あるいは工員等の方々の所得の伸びを私どもの郵貯が反映しておると、かように考えておる次第でございます。

○政府委員(竹下一記君) 簡易保険事業もおおむね順調でございまして、昭和四十一年以降三年間の成績をながめてみますと、四十一年度を一〇〇としたした場合に、四十三年度におきましては保険料で一六〇、保険金で一五三でございすから、かなり増加しておるわけでございます。ただ、件数の伸びが一年大体二、三％というところでございまして、件数の増加という点につきましては遺憾ながら伸びが思わしくないわけでございます。簡易保険につきましては、新種保険を開発するとか、最高限を上げるとか、運用利回りを上げるとか、そういう措置を今後においてさらに積極的に講じまして、業績の伸びをはかりたいと思ひます。

○長田裕二君　ただいまのお話のように、あるいはまた少し別の角度から見ますと、たとえば、郵便貯金の純増が昭和三十九年では三千三十一億、五年たった四十三年では七千八百六十九億、約二倍半に伸びている。保険料の実績でも二倍に伸びているということで、それについてはただいまの御説明にもありましたように、経済情勢とかそういうようなものなども相当幸いしていると思いがすが、やはり関係者の努力というものもかなりあずかって力があるのではないかというふうに考えられます。実際に郵便局などへ行ってみますと、昔は貯金の奨励でこんなに朝晩毎日あくせくさせられたことはなかった、のんびりしていても自然に集まるので目標が達成できたが、このごろは毎日飛び出していつて、かけ回らなければどうにもならないんだということを聞くわけですが、そういうような努力というものもかなり寄与している

のではないかと考えられますし、また、郵便局の窓口など、ことに都会についてみますと、たいへん忙しい状況でありまして、これについては、一つは定員の問題についてもなかなかこういう情勢で採りにくいということもあるのかもわかりませんが、もう一つ私が少し気にかかりますのは、あと補充の措置が十分なされていないのではないかと感じます。年次休暇あるいは短期の病気その他による短期欠務、あるいは病気などによる長期欠勤などに対するあと補充の措置が全般的に各事業——これは郵便も含めてですが、どういふうになされているか、概括的に御説明願いたい。

○政府委員(上原一郎君) お答え申し上げます。

予算的に申し上げますと、欠務あと補充でございまして、欠務も、ごく端的に申し上げますと、欠務には長期欠務、長欠と申しております。それから短期欠務、それから年次休暇、訓練、それから代替休暇、それから代休というふうな分類になっておりますけれども、長欠につきましては、これは郵便、貯金、保険、電通ともみならず、一〇〇%をみておる、こういうことになっております。それから短期欠務につきましては、郵便の外勤だけが認められておる。それから年次休暇につきましては郵便と電気通信業務が一・七日というものを認めておる。貯金、保険は認めておりませんが、しかし四十四年度予算から特定局につきましては三日間というものが認められております。それから訓練あと補充につきましては内勤と外勤は違いますが、各事業別に申し上げますと、七〇%の補充率ということになっております。それから代替休暇、代休日につきましては、郵便とそれから電気通信業務がそれぞれ一〇〇%認められておる、こういうのが予算措置の状況でございます。

○長田裕二君 年次休暇をはじめ各休暇、大体どのくらいとられているか、おわかりでしたらお答え願いたい。

○政府委員(上原一郎君) 私のほうの予算のほうから申し上げますと、ことし、特定局の年次休暇

についての要求は、これは全部の項目について要求したのですけれども、内勤について認められた結果になりましたが、大体この全体に与えられた賃金でまかなっていただいているというのが現状でございます。

○長田裕二君 私は欠務がどのくらい発生しているかというところをお聞きしたわけです。たとえば二十日の年次休暇——私の記憶するところでは、もうかなり前十五、六日から十七、八日くらいとられていると思いますが、その後の傾向を見ましても、レジャーとか何とかといわれて、ふえても、減ることはないというふうに思うわけですが、人事局のほうからお答え願います。

○政府委員(山本博君) 昨年度一年間の平均の欠務日数を申し上げますと、単独局におきましては、いま経理局長から申し上げました種類の欠務の全体数を通じまして、内務が三十四・六日、それから外務が三十六・三日、総合局におきましては内務が三十四・九日、外務が三十六・一日でございます。

主たる内容は、年次休暇で、これは大体どの分野におきましても十九日をちよと上回る程度でございます。

○長田裕二君 先ほどの御説明によりまして、長期欠勤については一〇〇%ほぼ各事業とも補充が認められておる。それから短欠、一カ月以内の短期欠務については、ほとんどこれは認められておらない。年次休暇——十九日以上とられている年次休暇についても、郵便については十一・七、貯金、保険については特定局だけが三日賃金で認められておるというお話ですが、こういうような状況から見ますと、特に無集配郵便局で、これは郵便の比重が非常に少なく、貯金の比重が非常に高いということからして、あと補充の措置がほとんどされていないに近いというふうなふりにも考えられます。小人数の局で短期の欠勤あるいは年次休暇をとられた場合に、補充の措置がなかなか、ほとんどとられていないというところは、これから貯金、保険の目標などが非常に増大し

ている際におきまして、あるいは国民に対する窓口サービスの面でもかなり支障を来たしていくのじゃないか。たまたま三日ぐらい賃金が出ていたとしても、年に一人三日、二人分で六日というふうな状況では、来てくれる人もほとんどこれは皆無といつてもいいでしょうし、賃金単価の問題も別個にありますが、非常に雇いにくいという問題もあります。そういうことが業務の運行に——手のあいてる人がほとんどいないという事情からみまして、あと補充をするのにそういう形ではなしに、予備定員をなるべく率を高くして定員化し、その定員の本務者の各局の欠務を埋めていくという方法をとる以外に、新しい事態に対応する方法はないのではないかと感じました。いかがですか。

○政府委員(上原一郎君) ただいま二つのことを申されたと思いますが、まず先の予算の日数と、それから実際の日数との違いであります。その違いにつきましては、これは調整して予算に反映させるべく努力してまいりたいと思っております。

それから無集配定局を中心とするこの欠務対策については、これは御承知のことと思っておりますが、郵便と電気通信では予備定員をとっておりますので、それを貯金、保険にも及ぼすようにしてみようかという御提言でございますが、まことにそのとおりだと思っております。そういう方向で来年度、予算関係方面に折衝してまいりたいと思っております。

○長田裕二君 七、八年前にただいまのあなたと同じような仕事をしておりました者として、責任を痛感する次第ですが、これは時代も変わってきまして、きつたんだということ、ひとつ新たな発想のもとにその面での御尽力をお願いしたいと思っております。なお先ほどの貯金の激しい伸びですが、これにつきましては普通局、特定局がどのような割合で実績を上げていますか、お手元に資料がありましたらお知らせ願います。

○政府委員(鶴岡寛君) 郵便貯金は御案内のように普通局が二五%、特定郵便局が七三%、簡易局

が二%というような比率で増加目標額を持っている、担当しているというわけでございます。そしてその中におきます普通局と特定局の伸びの状況でございますが、特定郵便局のほうで普通局をやり二〇%程度つり下ろしたしまして、増加目標額を上げておる次第でございます。

○長田裕二君 郵便貯金については特定局の比重がわりあい高い。しかもいろいろな要素を考慮して、目標を設定して、目標達成率の面から見ても特定局が高いということは、これは一つは大きな規模のものでやるよりも窓口を散らしてやるほうが成果があるというところもあるかと思っております。規模の問題よりも場所の問題ではないかということ、これは特定局制度、地域社会との結びつきというふうなことに着目したあるいは制度のこと

も影響しているのかもわかりませんが、いまの貯金のあるいは保険のやり方、場所ということ、あるいは局を中心とした周辺地域、その郵便局の影響のあるところというふうな形に沿って、募集・奨励をやるのが非常に成果があらやすいのではないかと感じます。それがよくわかります。これについてどういふふうにお考えになりますか。たとえば、ある郵便局が無集配局のある隣の町に出かけていって、募集や奨励をやるのと、近辺それぞれをやるのとどちらが効果的かが、あるいはそういう郵便・簡保の奨励、募集という観点から、どういふふうなふうに見ておられるか、お考えがあればお伺いしたいと思います。

○政府委員(鶴岡寛君) 確かに御説のとおり、現在郵便貯金というものを利用していただく場合、何としてもこれが近くにあるということが一つあるわけでございます。いわゆる利回りというふうなものを見て、郵便貯金が銀行などよりもっとずっと利回りがいいから、とにかく郵便貯金に入ろうというふうなことよりも、そこにあります局長やあるいは従業員の人々と顔見知りであって、しよつちゅういろいろと親しくしておるとかあるいは非常に信頼をしておるといふような、そのよ

うな個人的な観念が背後にございまして、郵貯というものはやはり伸びておると、そのように考えられるわけでございます。したがって、そのようなお答えをいたしましては、やはり近くの局の人が来た、奨励に来たというものが、やはり何としても効果があがると、かように考えておるわけでございます。

○長田裕二君 郵政事業の活動が窓口あるいはその他の内務活動、内務的な業務と、それから外野活動というふうに分かれておりまして、外野活動について郵便の集配というように、これはこれで独自の立場から区域を設定し、やっていかなければならないものと、貯金・保険とは若干事情が違ふというふうに考えるわけですが、地縁的な色彩の強い郵便貯金と、かなり技術的に効果というところを中心と能率というところを考えていく郵便事業と若干違ふと思いますが、いまはいろいろな事情でこれをいっしょに一本にやっていると、それはそれなりに事情も、理由もあると思うわけですが、これも、しかし、ただいまのお話のような貯金の奨励、保険の募集というふうな要素も、これも非常に事情の大きな比重を占めるわけで無視できないと思うのですが、そういう各郵便局が窓口活動、外野活動、自分の影響力の強い地域にわたって内外業務がやれるようなかまにございまして、いろいろな事情はあると思いますが、少し前向きのかまえて御検討をお願いしたいと思います、これにつきましてもお考えをお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(鶴岡寛君) その問題につきましましては、従来とも特定郵便局長会議等から私も再三陳情を受けておるところでございます。内外勤の総合服務、共通の服務という問題につきましましては、これは何と云うても、従来の服務というものが画期的な変革をもたらすものであるという点の一つ。そして、またそのためにはどのくらいの数かは別といたしまして、相当数の増員を要するのではなからうかという点、そういうような非常に困難な問題もあるように存じておりますか。

ら、にわかにこれについて結論を下すことは非常にむずかしい問題と思ひますが、御趣旨のような考えも確かにあると存じます。今後、機会を得て検討していきなさいと、そのように考えております。

○長田裕二君 私何があつてもやるようにということをお願いするわけでは決してありません。食わず嫌い的にそういう問題にがっかり取り組む間がないということではなしに、事業をどうしたら伸ばせるかということ、あらゆる角度から広く前向きに御検討願いたいということを切望している次第です。

これをもちまして、私の質問を終わります。

○委員長(永岡光治君) 他に御発言がなければ、本法律案に対する本日の質疑は、この程度にとどめます。

○委員長(永岡光治君) 郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題といたします。

本件に関し、質疑のある方は、順次御発言を願います。

○鈴木強君 当面する電波放送の問題点についてお尋ねをしたいと思います。

きょう私は、米駐留軍及び自衛隊のジェット航空基地周辺におけるテレビ監視区域にいらつしやいます方々の受信料の減免の問題、それから米軍の通信基地の周辺の電波制限、規制の問題、それから東京十二チャンネルの現状と今後の対策、それから関東広域圏内の教育放送のチャンネルプランの修正の問題、最後に東京FM放送の問題、以上についてお尋ねをいたします。

最初に、NHKが見えておると思ひますが、放送法第三十二条、これを受けて協会は規約第十條第一項というものによつて放送受信料免除の基準を定めておりますが、この免除の基準に基づいて一番最近の、ごく最近のところだけでございますが、総免除件数、総免除額、そのうち特に基地周辺受信者に対する免除の件数と額とを、これを

ひとつはつきりしてもらいたい。

○参考人(竹内省三君) その件でございますが、免除基準に基づきまして実施いたしております。免除は、基地の関係の資料は持参いたしておりますけれども、ちょっと総免除の件数の手持ちがございませぬので、これは後ほど御報告申し上げたいと思ひます。

基地に關します免除の件数につきましては、十四年三月末の件数ですが、全国十六の基地に実施いたしておりますのが十三万八千件でございます。四十三年度の年間に免除いたしました経費が約二億六千万円でございます。以上でございます。

○鈴木強君 それから問題になつておりました東京と大阪の国際飛行場ですね、この周辺のジェット機による受信妨害の対策については現状はどうなつておりますか。

○参考人(竹内省三君) 現在一種空港といわれております伊丹と羽田の国際空港がございまして、この空港につきましましては、三十九年基地の免除を実施いたしましたから、やはり同じようなジェット機による騒音によりまして苦情が非常に多く出てまいりました。これに對しましては、現在、この周辺の住民に對しまして措置が講じられておりますのは、財団法人の航空公害防止協会というものが設立されまして、四十三年、昨年の八月一日に設立されたわけでございます。四十三年十月からその航空公害防止協会が地域住民に對しまして一定の区域内におきまして一件当たり月額百五十円の助成をその航空公害防止協会から支出いたしております。以上でございます。

○鈴木強君 これは郵政大臣、航空公害防止協会というものはこれはどういふもので構成されておりますか。

○政府委員(石川忠夫君) NHK、それから利用しております航空会社、それから地元公共自治体、こういうものが主たる加入者になつておるうちに聞いております。

○鈴木強君 それでこの運営はどうなつておるわけですか。NHKは一件当たり百五十円だけ助成するように措置してあるそうですが、そういう金はどういうぐあいにして受信者のほうに渡るわけですか。

○参考人(竹内省三君) ただいまのお尋ねでございますが、NHKが百五十円の助成をするわけではございませぬで、その辺は誤解のないようにお願いしたいと思ひますが、これは日本船舶協会の基本財産といたしまして設立当初五百万円拠出したしまして、自後、四十四年度は一億円、四十六年度にかけまして三億円の基本財産でもって推移するような計画を立てております。事業といたしましては、いろいろの航空公害に伴う受信障害防止に關連いたしますもろの事業を行なうわけでございまして、その中の一つといたしまして、この地域住民の方に対する助成があるわけですが、それが先ほど申し上げました百五十円の助成でございますが、これはNHKと、それからその空港を利用いたしております航空会社がそれぞれ百五十円の助成金を支出する、こういうふうな形になつております。

○鈴木強君 何かちょっとわかりにくいんだけれども、もう少しわかりやすく説明してくれないかね。一体航空公害防止協会というのは、NHKと航空会社、地元公共団体ですか、これが大会員になつておるようですね。その会費は一年間幾らの金を拠出しておるわけですか、これはNHKでわかりませんか。

○参考人(竹内省三君) 四十三年度は下半期からの事業でございますので、年間の経費ではございませぬで、四十四年度は一年間になりますので四十四年度の予算額でもって御説明申し上げますが、事業関係の拠出されまします経費といたしましては、NHKと航空会社でございますが、NHKからは三千百七十七万円を年間経費としてこの航空公害防止協会へ拠出するわけでございます。航空会社は五千万円を拠出したしております。以上でございます。

○鈴木強君 そうすると八千六百七十七万円が予算の収入の規模になるんだね。そのうち視聴者のほうに助成する金は全部で幾らですか。

○参考人(竹内省三君) 助成いたしますのは、約六千四百万円でございます。

○鈴木強君 そうすると、この六千四百万円というの、一戸当たりとした場合、全額の免除に結果的にはなるわけですね。

○参考人(竹内省三君) 全額の免除には相当いたします。受信料の月額が三百十五円でございます。したがって、三百十五円に対して申し上げますと百五十円ということになります。

○鈴木強君 そうすると、大体半額は助成をしていると、ことをかえて言えば、NHKの免除基準から言うならば、大体半額を免除しているという形になるわけですね。

○参考人(竹内省三君) 受信者の立場から申し上げますと、半額に近い額——びたり半額ではございませんが、半額に近い金額でございます。NHKの立場から申し上げますと、NHKがその百五十円の、さらに原資面から計算いたしますと、半分の七十五円相当額を防止協会のほうへ拠出しておる、そういう計算になります。

○鈴木強君 実にややこしいやり方をしておるわけですね。NHKは七十五円相当——まあ件数が何件かまだ明確になっておりませんが、とにかく三千五百万円を七十五円で割ったもので、そうすれば件数が出てくるわけだが、その件数に七十五円かけたものが助成金——防止協会のほうへ払い込む金なんだ。あなたのほうが、そうでしょう。払い込んで持っていくわけだ。今度はそれに協会のほうから七十五円もらって出して百五十円を——これは結果的にどうなんだ、協会へやることになるのか、受信者のほうへ直接返すようになるのか、よくわからないね。もし三百十五円というものをもらって、その中から、おたくのほうでは基地周辺で、飛行場の周辺だから百五十円は防止協会から差し上げることになっておりますから、どうぞ百五十円受け取ってくださいと、

まず先に三百十五円いただきますと、こういうやり方をしているわけですか。

○参考人(竹内省三君) まあたてまえ上は、NHKは二カ月集金をやっておりますので、六百三十円を——まあ大部分が白黒の受信者ですが、三百十五円をちょうだいするたてまえをとり、それと別に百五十円、二カ月分ですと三百円に相当しますが、これを防止協会が個々の受信者に助成するという形になります。実際そういう事務的な手続は非常にややこしいものでございまして、実行上の形の上では、NHKの集金人が参りました際に、そこで受信料といたしまして六百三十円の領収書をこれは発行いたします。だが、それと同時に、助成金に対する今度は受信者側の領収書をちょうだいして、その差額を実際にはNHKがちょうだいしておる。これはあくまでも防止協会の業務の一部を代行しておるようなことになっておりますが、要員その他事務的な繁雑さから、そういう形をとっておるのです。そういうし、受信者の方からの助成金の領収書に基づきまして航空公害防止協会はNHKにその差額分を一括払うと。言いかえしますれば、ちよつと立てかえのようになりまして、そういう形を実行上はとっておりまして、その辺の繁雑さはいまのところないようになりましておる。

○鈴木強君 繁雑さはあるでしょう。そんな金もらって受領書を出して、今度はまた受領書もらって、そんなことを一々集金屋がやるのはたいへんですよ。もう少し合理的なことを考えてみたらどうですか。

それから、一定区域というのはどういうのかですね。それから、その一定区域に居住して、現在三千五百万円として、助成する人の世帯が何ほになるか。

○参考人(竹内省三君) 一定区域は、基地と若干異なりまして、基地の場合には滑走路の延長線上、飛行場の周縁と交わりますところから、縦に二キロ、横に一キロというふうになっておりますが、国際空港の場合は、滑走路そのものの延長線上、

縦に二キロ、横に一キロというふうになっております。その辺が若干違うわけでございます。

それから、それで区切りましてその区域内の対象件数でございますが、伊丹の空港におきましては二万件、羽田の空港におきましては一万五千件、合計いたしまして三万五千件が現在の対象になっております。

○鈴木強君 その集金のやり方は少し検討していただく。一々三百十五円の受領書を出して、今度は百五十円のまた受領書を逆に向こうからもらうというふうなことは、非常に繁雑だと思ふんですね。もう三万五千なら三万五千件というのは、括弧していただくのほうでもらえば、その分差し引いた額を実際に徴収すればいいわけでしょう。そういうことをひとつ検討してみていただきたいと思ふんです。

それから新東海道線——新幹線ができて、非常に高速の列車が走る。そのために新幹線周辺の皆さんが同じようにテレビがよく見えないという苦情が出てまいりましたね。その措置はどうなりましたか。

○参考人(竹内省三君) 新幹線が開通いたしました当初、新大阪駅の東淀川周辺から関東にかけては、障害が出たわけでありまして。現象として、これは、ちょうど新幹線が高架のものですから、この高架が送信方向に相対しましては電波の反射、それから反対方向はこんど電波が遮蔽されるというような障害が生じたわけでございます。これに對しましては、NHKといたしまして、関係地域の方々のこの要望を受けまして、極力技術指導を行なっております。その方法といたしましては、たとえば高架よりアンテナの高さを上に上げますとか、あるいは高架の下に共聴のアンテナをつけまして分配いたします。そういうふうな技術指導をいたしましたけれども、それに対してのやはり経費は若干かかるわけでございます。その経費につきましては、これはやはり新幹線の運営の主体でございす国鉄、それから地元の受信者、この

方々の拠出によりまして解決を見ております。NHKといたしましては、その間、技術指導をいたすその技術指導の関連的な経費は出ておりますけれども、そういう指導的な面におきまして、これが解決をはかったわけでございます。

○鈴木強君 そうすると、大体そのために国鉄が出した金は幾らになっていきますか。それから地元が、また後刻調べてお答えいたしたいと思ふんですが、

○参考人(竹内省三君) いまちょっとその金額につきましてはつまびらかにはしておりませんが、

○鈴木強君 大体、この問題になっておりました米軍の基地、あるいは航空自衛隊の基地周辺、それから国際飛行場の周辺、それから新幹線周辺の皆さんの受信障害に対するいままでの政府、NHKの対策というのは、お聞きのとおりのようなものだと思うのです。

そこで、きょうはひとつ政府とNHKのこれに対する考え方に対する食い違いが出てくるようです。それから、それをひとつ明らかに最初にしてもらいたいと思ふのです。

NHKも政府も、御承知と思いますが、米駐留軍と自衛隊ジェット機の航空基地周辺におけるテレビの難視聴地域に対する受信料の減免、これは全国的に基地周辺については問題が起きておるんですが、昭和三十五年ごろから、そういう現象がジェット機の離着陸によって出てまいりました。その中で東京に近い厚木基地ですね、ここでは厚木基地爆音防止期成同盟というのがつくられておる。今日まで、ただ単にテレビ難視聴地域の受信料の減免だけでなく、広く一般の基地公害の問題については取り上げておるわけですが、特にテレビについては何回か熱心に陳情されておるわけですね。この委員会でももうすでに三回この問題については取り上げられておりまして、私もそのつど意見を申し上げ、政府の善処を要望してまいりました。特に先般、放送法の改正の際には、こういう基地周辺の方々の受信料減免について一つの

基準をつくってほしい、そういうことを明定してほしいという要望すら出てまいったのであります。放送法は御承知のように流産をいたしまして廃案になったわけでありまして、そういうことはできませんでしたが、その後も強く政府当局やNHKに要請をしているようにございます。そこで、その要請陳情にこたえて、防衛施設庁とそれからNHK側から、ごく最近に基地爆音防止期成同盟の真屋委員長にあって回答書が出ておるのですね。私はこの回答書を拝見しまして、まず順序として、反対期成同盟の皆さんのほうから出ております要請書の内容を簡単に申してみますと、長い間陳情、要望を重ねて、三十九年四月一日、いまお話のような免除基準の改正が行なわれ、二キロ、一キロの区域に限ってテレビは半額免除という措置がとられた。ところが、この措置について、実情を見ていろいろ検討してみますと、実態にそぐわない点があると、不公平や不合理の点があるから、これをぜひ直してもらいたいという、こういう考え方なんです。衆議院、参議院の通信委員会におきまして、附帯決議がついておることも御承知のとおりだと思います。そこで同盟の方々が言っております改正の内容は、免除基準の適用区域を現行のように画一的にしていただかないで、特に免除額については、爆音の平均が七十ホーンをこえる区域はぜひ全額免除にしてほしい、七十ホーンをこえるところは全額免除、これを、七十ホーンを基準として免除額というのを漸減していただきたい、そして半額あるいは三分の一額、あるいは四分の一額という方式をとってほしいというのがこの陳情の内容でございます。私はまことに適切な要望だと思います。この要望に對して、防衛施設庁のほうから本年の一月三十一日に回答が出ております。これは横浜防衛施設局長の名で出ておるわけでありまして、この防衛施設庁の回答を見ますとこうなっているわけです。「テレビ受信料の減免については、昭和三十五年夏ごろからジェット機の騒音等でテレビ——いまラジオは全免になりましたが、「テレビ・ラジオ

オ等の受信が阻害されているので」云々と、そこでちよつと読んでみます。「ラジオ等の受信が阻害されているので、受信料を減免された」と、この陳情が関係方面になされた。政府としては、基地等周辺問題対策協議会を開催し、内閣審議室、郵政省、防衛庁及び防衛施設庁の間で審議したが、郵政省の主張としては、NHKは通常の電波を出しており、受信障害の生じている原因は、ジェット機にあるのであるから、むしろNHKは被害者の立場であり、NHKが受信料を減免する理由はないとの態度をとっていた。しかしながら、NHKの受信料減免基準には、NHKが公共放送である特性に基づき、諸種の国家的立場からする減免が定められており、また基地問題として早急に解決をせまられていたという実情もあって、昭和三十九年度から特定の飛行場の周辺について受信料の減免が実施されることとなったものである。このような経緯に鑑み、テレビ受信障害について政府として受信料減免により措置する方針が決定したものであり、このことと関係する。」「当庁にとっては、所管外の事項に属しているのが実態である。」「政府としてきめたことだ。」「しかしながら、当庁としては」云々ということがありまして、特にここに「テレビ受信障害については、受信料の減免もさることながら、障害そのものを除去することが最も肝要であり、当庁としては、共同受信アンテナの設置を考えているので、このような面における当庁の努力に對し、御理解願いたい。」「こういう防衛施設庁から回答が出ております。それで、ごく最近、NHKからまた期成同盟の真屋委員長に回答が出されておりますが、これを拝見しますと、どうも防衛施設庁の考え方と相反するような回答になっておりますので、ちよつと要点だけ読み上げますから聞いておいてください。『放送受信料の免除については、放送法第三十二条第二項の規定で明らかなおと、当協会自身の発意により郵政大臣の認可を受けた「放送受信料免除基準」によってのみ行ないうるものがございます。』

したがって、横浜防衛施設局長から貴同盟あての一月三十一日付文書による「基地周辺における受信障害は放送受信料の減免によって救済する」との方針が政府として決定をみている」との見解は、当協会の関知しないところでございます。『協会としては知らぬ。防衛施設庁は、さつきも申し上げたように、この問題については基地等周辺問題対策協議会を開催して、内閣審議室と郵政省と防衛施設庁及び防衛庁が協議して、郵政省の主張があったが、政府の方針として今度きめた。ところが、そんなことは全然関知しないと、こういう言い方ですね。』本来、基地の問題は、国において措置すべきものと考えられ、今回防衛施設周辺の整備等に関する法律施行令の一部が改正され、テレビ・ラジオの受信障害の改善が図られることになったのもその証左と存じます。まああとに書いてございしますが、こういうふうなこの問題に対する防衛施設庁とNHK側の見解の対立があるわけです。まず、防衛施設庁にお尋ねしたいのですが、この回答の第三項の問題については、当時言うならば、四者会議においてここに書いてあるようなことが基地周辺の皆さんに対する減免の措置として正式にきまったら、こういうふうな言われているのですが、そのとおり間違いでないでしょうか。ひとつ公式の文書ですから、念のために私はお伺いするのですが、公文書をもってやっているのですから、これは間違いのないと思いますが、念のため伺いたい。○政府委員(鶴崎敏君) 厚木基地爆音防止期成同盟のほうから、数カ条につきまして質問状といいますが、出しました。その一項目に、ただいまのラジオ・テレビの受信障害の問題がございまして、このテレビの料金の免除ということにつきましては、そのときのいろいろ事情を申し述べまして回答したわけでありまして、ただいま先生が読み上げられたとおりの経緯でございます。○鈴木強君 郵政省もこれに一枚加わっているわけですが、いま私が読み上げました防衛施設庁の

公文書ですが、その内容に書いてありますようなこの四者会議は、いま施設部長が言われたようなことで間違いございませんか。○政府委員(石川忠夫君) ちよつと当時のあれを記憶いたしておりますが、確かに三十九年の四月に、こういった減免の措置が講ぜられる前の考え方は、ここに述べられているような考え方だったと記憶いたしております。○鈴木強君 少しあいまいなようですけれども、これはわれわれもこの委員会でも何回取り上げまして、NHK側は、さつき言ったように、私こそ被害者だと、こういう立場です。ところが、安保条約に基づいて基地は現実に日本に置かれていて、米軍基地から飛び出すジェット機のために国民は迷惑を受けている。公害を受けている。したがって、これは国として、もし減免によって生ずる損害というものはNHKのほうに払ってもらいたい、いろいろな意見がありましてなかなか進まないわけですね。そこで、ひとつ関係者がよくお集まりいただいて相談をして、とにかく現実に公害を受けているのはその基地周辺の方々なんです。一刻もこれはゆるがせにできないので、そういうふうな、法的に何も縛られたものでなくても、関係者がお集まりいただいて、よくやっていることですから、ひとつ御相談をいただいた上で対策を立ててほしいという国会の意見等もありまして、持たれたものだとも思うのです。これは防衛庁、防衛施設庁と、こうあるけれども、おそらく両方から出たかどうか、私はその点はわかりませんけれども、まあ、少しあいまいのことを言うものですか、そういうことを私は補足して、いま電波監理局長に言っておきたいと思うのです。そこで、NHKはそういういきさつの中に一枚加わっておったと思うのですが、どうして、そうだとすれば、この関知しないという四十四年五月八日——ごく最近真屋委員長にあって、こういう回答を出したのでしょう。受け取った側から見ると、施設庁の言っていることと協会の言っている

ことには明らかに食い違いがあるわけですから、おかしいではないかという疑問が出るのはあたりまえのことなんです。ですから、私はここでひとつ国民の声として、意見としてお尋ねするわけですね。

○参考人(竹内省三君) 去る五月の八日に、私どものほうから期成同盟の真屋委員長あてに出した文書でございますが、確かにその中に先生のおっしゃったように書いてございます。ただ、私どもが理解いたしておりますのは、やはり受信料免除と申しますのは、放送法の第三十二条に基づきまして、あらかじめ郵政大臣の認可を得ました基準に基づきまして実施いたしておるわけでございまして、けれども、この免除は本来的には、やはり教育的見地、あるいは社会福祉の見地からそういうところに立脚いたしましたものが大体免除にほとんどなっております。ただ、それが先ほど先生から御説明ありましたように、いろいろの論議が国会を通じ、あるいは地域と私どもの関係を通じて、いろいろな場で展開されてまいりまして、そして新たにこの免除の条項に基地の問題を追加するようになったわけでございます。そういうふうな経過を経ております。その経過の過程におきまして、政府の御関係の各省あるいはNHKの考え方が、その過程を通じていろいろ意見交換等があったわけでございまして、免除を実施いたしますかどうかというところの一番最初のやはり議論は、これはやはり日本放送協会がいたしておるわけでありまして、そういう点から申しまして、防衛施設庁は、一月の三十一日でございますが、お出しになっておられる文書に政府として受信料免除により措置する方針が決定したものであるというふうに書いてございます。そういうことから申しますと、やはりNHKが実施いたしております免除の基本的な考え方、あるいはその性格、さらにNHKの持つております企業性格等から考えますと、この免除の減免により措置するんだというところが、政府としてその方針を決定したというところにつきましては、NHKとしては、これ

がやはり協会として関知するところではない。そういうところからこの表現を使ったわけでございます。ただ、そういうことでございまして、この関知しないというところに多少強い、若干誤解を招くような表現がありましたとすれば、私どもとしては遺憾に思っております。けれども、ただ、御理解いただきたいのは、協会の企業性格をやはり明らかにしておく必要がある。そういう意味合いから、多少この辺の表現を明確にしたというところでございます。

○鈴木強君 NHKが放送法に基づく特殊法人であり、放送の中立を堅持して、何ものにも支配されない立場に立つてやる。これは法律によつて明定しているわけですから、次長の言われるようなことは、これはくろろとはわかりませんが、しかし一般の視聴者の方々は、そういうところまで理解をまだ十分しておらないと思うのです。だから防衛施設庁も文書を出す場合に、もう少しNHK側と表現等において相談をすることが必要だったと思うのですけれども、まあいま聞いてみると、何か政府の方針として、政府として受信料免除による措置をする方針をきめたというから、政府のほうからきめてNHKに押しつけるものではない。NHKはあくまでも自主的な立場に立つてやるものだから、そういう政府の方針によつてきめるものではなくて、NHKみずからきめて、大臣のところの基準を持っていって、認可をしてもらうのだ、こういう言い方ですよ。そこに食い違いがあると思うのです。だから放送法上のNHKの置かれてある企業性というもので、性格というものは確かにわかりますけれども、だけれども、そういうことによつて、その言われてみれば、なるほど表現はどうもうまくなかったかもしませんが、そういうものでしたと言つてみたところで、これはあとの祭りです。だから防衛施設庁のほうのを見れば、これは明らかに真屋委員長以下期成同盟の方々は、政府がそういうことをきめてやるんだと、やり方はどうでもよいですよ。それはNHKのほうが大に自主性をもって

やられるなら、そんなことはかまいません。要するにそういう措置をやったということは事実なんですからね。そのことを考えた場合、同盟の方々でもわれわれでも、表現上見ると、これはどうも不適当なことを使っているなというふうな直感するわけですよ。この辺は防衛施設庁の考え方をもう一回聞いておきたいのですけれども、NHKもあまりその点だけこだわって政府に押しつけられてやるものではあるまいから、そういうことは関知しないと言ったというのですけれども、現実には四者会議に入つて相談にのつておるわけでしょう。政治的にそういう方法をとつて、とりあえず半額で、基地周辺の皆さん方にお報いしようというところでございまして、それでしよう。ですからそれなのに全然関知しないという表現も、まあちよつと専門的に見ると問題があるように思うのです。そこいらその論議を進展する上において、もう少し明らかにしてもらいた

い。○政府委員(鶴崎敏君) 表現として、政府としてそういう受信料の減免によつて問題を解決するということをきめたという点が、いささか問題があったかと思つて、当時政府としては、関係の機関が集まりまして、この基地周辺問題対策協議会がいろいろ検討をした結果、まあNHKの公共性といふ点か、そういう点にかながみて、まあ料金の減免ということが最も適当ではなからうかということ、この減免が実現したという意味合いにおいて、こういう表現を使ったわけでございます。決してNHKの立場を無視して政府が一方的にきめたとか、そういう意味合いではございませんので、その点は御了承をお願いしたいと思います。

○鈴木強君 それは一応わかりました。そこで、NHKにももう一つ聞きたいのですけれども、この四者会議に参加したことは、間違いないですね。参加して、おおよそ半額を三十九年四月一日から免除しようと、相談になったことは間違いないでしょう。

○参考人(竹内省三君) それはその当時の経過について、私自身あまり詳しくは存じないのでございまして、けれども、ある委員会があるとか、ある協議会があるとか、あるそういう特定の、そういう協議会のような形でもってそういうことがきめられたというところでは私も了解いたしております。ただ先ほど先生おっしゃいましたように、いろいろな形の中、そういう過程を通じて、いろいろな形の折衝の中で、そういう参加をしたという形はあったかと思つて、

○鈴木強君 この基地周辺問題対策協議会というのは、どこが主宰したのですか。○政府委員(鶴崎敏君) 当時内閣の審議室が主宰で、関係各省庁が集まって相談をしたと記憶しております。

○鈴木強君 郵政省どうですか、その点。○政府委員(石川忠夫君) ただいま防衛施設庁のほうからお答えのとおりでありまして、内閣の審議室が主宰いたしまして、審議室、郵政省、防衛施設庁、防衛施設庁の間で行なわれたという記録が残っております。

それから先ほどいまいちお答えをいたしましたけれども、記録が出てまいりましたので、それによつて見ますと、防衛施設局長から出された刷りものなどであることは間違いないと思つてお

○鈴木強君 そうすると、NHKはあれですか、基地周辺問題対策協議会で話したというふうな理解していいのですか、あなたのほうでは、何で話したのですか。どういふ資格で、どういふ会議に出たというふうな理解しておるのですか。そしてそこでこの半減がきまつたというふうな理解しておるのですか。

○参考人(竹内省三君) ただいまの協議会には、NHKは入つていないわけでございます。それ以外形の公式的な、そういう先ほど申し上げましたような会議というものは私も聞いておりません。ただ、こういう基地周辺の騒音に關連しまし

ていろいろ意見交換、その他の会合の機会等がございまして、そういうところを通じての話はあったかと思えます。明確なそういう機関とか、そういうことについては私どもは承知いたしておりません。

○説明員(太原幹夫君) 当時の関係者でありました、私関係はいたしておりましたので、その間の事情を補足説明させていただきますが、当時、政府関係機関がやっておりました会合の中には、NHKは入っておりません。それで対策協議会と申しますのは、国会の決算委員会その他対策を講じるといふことを言われまして、調査機関を設けました。その中に郵政省、防衛庁、そしてNHKが入っております。それでNHKでは、ではどういふルートで、その減免の問題というものにタッチしていったかというの、NHKと郵政省という形で入っていただいております。四者会議で決定した、こういうふうなものはございせん。

○鈴木強君 そうしたら、ついでに聞くようなことになるのだけれども、郵政省とNHKとは、もちろんこれは監督官庁の関係にあるわけですね。したがって、緊密な連絡をとっておると思うのですよ、そういう結論を出すまでには。したがって、郵政省とNHKはどういふネゴシエーションをもってこういう結論になったのか。そういういきさつを説明してもらいたい。

○説明員(太原幹夫君) 当時、政府関係機関ではいろいろな対策を講じましたが、減免以外には方法はなからうというので、この点につきまして、郵政省が窓口になりまして、NHKに対して要請をしたということでございます。

○鈴木強君 だから、そういうふうにならざるを得ないという段階において話をしたのだと思うのですよ。きまつちやうてから、それからNHKに言ったのですか。この話の過程でNHKと十分連絡をとりつつ、この対策協議会に出ていったのですか。

○説明員(太原幹夫君) その間には相当な期間が

ございましたので、私どもが会議を開きました考え方を逐一NHKに報告いたしますか、連絡はいたしました。そしてそのことができて、その会議をやっていることとまた別に、その対策協議会というの厚木の騒音状態を調査するというので機関ができておったのでございまして、そこで免除するとか、減額にするとかいう議論が行なわれていったのはございせん。

○鈴木強君 そうすると、どこでNHKは、じゃ、そういう国の方針であればいいでしょうと、形式は別としてですよ、了承を与えなければできないことでしょうか。押しつけてNHKにやっただけじゃない。これはさつきから言っておるうちに、NHKみずから考えた、かつこうはそういうようなことでしょうか。そういういきさつの中で話し合いが進んで、どういふかっこうで、NHKはよろしいと言ったのですか。

○説明員(太原幹夫君) 当時の政府の考え方を郵政省としてNHKに対して伝えた、こういうことでございます。

○鈴木強君 そうすると、この協議会では、皆さんがNHKと、いろいろ関係者が集まって相談をする過程では、この協議会では何の意見も聞かれなかったということだ。聞かないで独自にきめて、そのあとで協力を要請をしたという、こういうことですか。

○説明員(太原幹夫君) これは先ほども申しましたように、協議会のほうは、もっぱら技術的な調査のほうをやっておりましたので、料金問題をどうするという方向ではやっていなかったのでございます。

○鈴木強君 それじゃ、そこはわかりました、それじゃ防衛施設庁がいつておるような、政府の方針として受信料を減免する、こういうことをきめたというの一体どこできめたんですか。その協議会できめたんじゃないとすれば、どこできめたんですか。

○説明員(太原幹夫君) 連絡会議は、先ほども申しましたように総理府の審議室が中心になりました

て、基地問題の対策協議会といいますが、そういうものがずっと開かれておったのでございまして、そういうところからそういう意見が出された、こういうことではございせん。したがって、その四者の協議会で料金問題をきめていったというのではありません、こういうことではございせん。

○鈴木強君 それはわかりました。連絡協議会できめる場合に、それじゃ、NHKはそこに入っておったわけだ。入っていたのでしょうか、さっきのお答えでは。

○説明員(太原幹夫君) 連絡協議会はいくまで政府関係機関だけでございまして、NHKは入っておりません。

○鈴木強君 そんなら、入っていないなら、その連絡協議会でNHKと相談したか。

○説明員(太原幹夫君) それは窓口は郵政省になって、郵政省とNHKが直接に話し合いをしたというところではございせん。

○鈴木強君 そうすると、NHKは最終的に連絡会議で結論が出る前に、それでいきましよう、こういう了承を与えたわけだ。

○説明員(太原幹夫君) その文書の中にもありません。あくまでNHKは自分たちが被害者であつて、自分たちは正常な電波を出しておるといふことを主張していたのでございまして、当時の情勢分析からいまして、何らかの措置をしなければならぬという判断をNHKもいたしたとして減免に踏み切った、こういうことではございせん。

○鈴木強君 そこはわかりました。そこで、基地等周辺問題対策協議会と連絡協議会との関係というのはどういふものか。それから基地連絡協議会の性格というの一体どういふものか。それもはっきりしておいてください。

○説明員(太原幹夫君) 連絡会議と申しますのは、連絡会議と協議会といいますが、それは全然無関係のものでございまして、連絡会議は関係各省庁から基地問題——これはNHKの受信料の問題だけじゃないに、十数項目あったと思ひます

が、その問題一切について連絡協議しておったものでございまして。それで片一方のほうは、当時そういう場合に、減免というものが行なわれると仮定した場合に、一体どれくらい範囲内をやった方がいいのか、一体どれくらい範囲外において、どれくらい騒音が行なわれているのか、こういうことがわからなければ措置することができないと、こういうことでやっていたので、その両者の機関は全然別個なものでございせん。

○鈴木強君 そうすると、防衛施設部長に聞きますが、あなたのほうでここに書いてある「基地等周辺問題対策協議会を開催し、内閣審議室、郵政省、防衛庁及び防衛施設庁の間で審議したが、郵政省の主張としては、NHKは正常な電波を出しており、受信障害の生じている原因は、ジェット機にあるのであるから、むしろNHKは被害者の立場であり、NHKが受信料を減免する理由はない、との態度をとっていた」という書いてありますね。いま聞いてみると、基地周辺問題対策協議会などではNHKの問題などは全然やっておらない、連絡協議会のほうでやったんだ、こういう放送部長の御答弁なんです。明らかに食い違いがある。それははっきりしてもらいたい。

○政府委員(鶴崎敏君) 基地周辺の問題につきまして、当時いろいろ重要な政治的、社会的な問題が発生しておりました、それを一々通常の事務ルートを通じて政府の関係機関が協議するということもいいたしますが、それではなかなか能率が上がらないというふうなことで、この審議室を中心として、基地問題に関連のある政府機関が協議会をつくったわけではございせん。この協議会に与えられた一つの課題として、いまのテレビの料金減免の問題がございまして、これはあくまでも政府機関の協議機関でございまして、NHKがこの中に直接は入っていないというところは事実でございます。しかしそのときのいろいろ意見を総合しますと、やはりどうも料金の減免以外にはないではないかというふうなことで、いまも郵政省のほうから、お話がありましたように、NHKに対す

る窓口はあくまでも郵政省が当たられて、そういうことにきまったら、料金減免にきまつたといひますもの、もちろんNHKのほうがまあやむを得ないということ、料金の減免に踏み切つたといふことを裏づけとして、政府としてそういう方針がきまつた。まあ方針がきまつたといひますと、またことが大げさかもわかりませんけれども、それで一応関係機関が了承したといひますか、そういう形になっております。

○鈴木強君 端的に、そうすると基地等周辺問題対策協議会では、テレビのことは話が出たんだね。

○政府委員(鶴崎敏君) ただいま申し上げましたように、このテレビの料金減免ということが非常に大きな問題でございましたので、これは基地問題でもございまして、この協議会で議題として取り上げ、検討はされたということでござい

○鈴木強君 それからもう一つ、その連絡協議会のほうは基地対策協議会とは全然関係ないということ、これを言つたんだ、郵政省は。そうですか。これは協議会の一つの便法として関係者が集まると、その基地対策協議会じゃなくて、連絡を密にするために関係者がさらに集まつてやるためにつづつたものですか。全然関係なく、またそこでもそういう問題をやつたということですか。

○政府委員(鶴崎敏君) その連絡協議会につきましては、私当時のいきさつをよく存じませんので、どういう性格のものであったかということ、ここでもっと御説明しかねるわけでございます。

○鈴木強君 きょう内閣の審議室から来てもらつておらぬから、まあ主宰者がそこであるとするれば、もう少し詳しく聞いてみたいとわかりませんが、しかしいま明らかになつたのは、防衛施設庁では基地等周辺問題対策協議会の議題になつておつた、これは、郵政省側は、そこではそういうことは全然ありません。こういう食い違いは一体どういうことなんでしょうか。

○説明員(太原幹夫君) 基地問題対策協議会と言つたかどうか、一応関係省庁が集まつておつた中では、テレビの受信料の問題は十数項目のうちの一つであつたことは事実でございます。それから、四者の機関で、おもに厚木を調査したんです、調査機関を設けて、もっぱらどこが何ホーンだとか、どこでちつつきになるかということをやつておつた。そしてその両者の機関は全然別個のものであるということも事実でございます。

○鈴木強君 そうすると、その両者の関係はもう少し私は審議室から聞かなければ納得できないから、これは保留しておきますが、少なくとも基地等周辺対策協議会、それでは厚木に対して実情調査をするということ、その基地周辺問題対策協議会で議題になり、その議題の一環としてやつたものではないですか。そうすると、あなたが言つておつたように、それは全然この問題はやらなかつたということとは違ふんじゃないですか。

○説明員(太原幹夫君) そこで、基地問題対策協議会におきましては、厚木がどうこうとかいうことではなしに、基地全体に対するテレビの減免の問題というものを議題にしておつたのでござい

○鈴木強君 それはあなたが通信委員会の審議の様子を知らないからですよ。直接出ていったのは、そこかもしれないけれども、関係の委員会で、何回ここで論議したかもしれない。何もことさらに決算委員会、決算委員会といふことは言えない。話があつたかもしれないけれども、当然基地問題の一環としてテレビの減免問題が出ていたわけなんだ。だからさつきから言つておつたように、全然関知しないというのは間違ひです。取り消しなさい。いいかげんな答弁するな。

○説明員(太原幹夫君) 基地問題対策協議会のはうでは、先ほど来申しておりますように関係省庁が集まつてやつておりましたので、NHKが入つていない。それからもう一つの協議会といひますか、調査会というものは、NHKを含めてやつておつたものであるということでございます。

○鈴木強君 よく聞いていなさいよ、人の言うことを。そのことでなくて、あなたが基地等周辺問題対策協議会での減免の問題について、ただ厚木だけじゃないですよ。NHKの基地周辺に対する難視聴を解消するために減免しようということ、これは全然議題にならなかつた。そんなものは関係なかつたと言ふから、施設庁に聞いたら、ちゃんと議題になつておつたと言ふ。それはあなたの最初の答弁と違ふじゃないですか。

○説明員(太原幹夫君) 先ほど申しした中で、十数項目の問題を基地問題としてやつておつたという中に、受信料の問題は入つておつたというつもりで私お答えしたつもりでございます。

○鈴木強君 そんな、役人の一番悪いところが出てくるのだ。十数項目はいいですよ、それで。私は具体的にNHKのこのテレビの受信の問題についてどうですかと言つたら、全然協議会をやらなかつたと言ふから、私は言つておつたのじゃないか。そんな十数項目の中に入つておつたというやうな、そんな答弁をして、この場所をのがれるのはとんでもない。あなたは放送部長になつたのだから、もっと前へすすんでやりなさい。何という答弁か。あんまりごまかし答弁するな。さつきの議事録、ちゃんと調べてください。何を言つておるのか。自分の間違いを正せ、自分で……。

○説明員(太原幹夫君) 基地問題対策協議会のはうでは、テレビの受信料の減免の問題が項目の一つとして取り上げられ、検討されたというように訂正いたします。

○鈴木強君 それでいいですよ。これはね、間違ひはあることなんです。あやまちはあるやまちとして、間違ひは間違ひとして訂正すればいいのですよ。私もそんな大きな声を出してここで言いたくない。役人というのは、どうもなんかかんと

言を左右にして自分の言つたことを何かという、正当化しようとする非常に悪い癖がある。だめですよ。

それであつたNHKのほうもいまのような経過で、とにかく政府のほうではいろいろ対策協議会をつくつて検討した結果、なんとNHKのほうでもひとつ善処してもらえないか、NHKが被害者であるという立場はわかるが、ひとつやつてくれないかといううこと、話があらつたのでしようね。そこであなたのほうもよろしいということになつて、基準の改正をしたわけですね。そうなりますとね、経過がどうあつたとしても、関知しないということではなくて、経過はどうあつたか知らぬが、とにかく基地周辺の難視聴者に対して減免しようという基準の改正をしたことは間違ひないですね。したがって、その改正の基準をさらに直してもいいというこの考え方は正當に受け取られるのじゃないですか。あなたのほうで、どうでしょう。

○参考人(竹内省三君) 確かに今後減免に踏み切りますまでは、NHKといひましたし、やはり、国においてこの解決をはかつていただきたといふことを終始主張してまいつたわけでございますけれども、当時の情勢、特に国のいろいろな補償措置等が非常にきつて困難な状態もありましたし、それからその地域住民の方々の御事情、そういうことも勘案しまして、減免の実施をいたしたわけでございます。実施いたしましたのは、もうすでに事実になつておるわけでございます。問題は、その事実の上に立ちまして、拡大せよという地域からの御要望が非常に強く出てきてまいつておるわけでございますが、その際に、私もこの免除を、一つの基準に基づきまして区域を限定いたしましたわけで、それにはいろいろの理由がございまして、一つには、やはり受信料が全国の国民受信者の方からいただいている、その受信者の方々の一般的納付性が得られるかどうか、あるいは社会的同意が得られるかどうか、そういう点から減免の額の問題も考えなければならぬ。そ

れからまたさらにNHKの財政の見地からも、これを考えなければならぬ。さらに地域の広さにつきましてもこれを拡大するということは、どこで拡大したとしても、必ず境界というものは生ずるわけでございます。その境界線の隣接いたします受信者と受信者との不公平の除去、これはどうしてもやはりそこに片一方の不満が残るといふ、そういう宿命的な性格も持っております。それからさらにこの減免に、地域拡大だけじゃございませんで、格差といいますが、騒音の程度に応じて段階をつけろという御要望も承っておりますが、これにつきましても、騒音そのものの性格等から考えまして、非常にこれは技術的にも困難でございますし、一般論といたしましては、先ほども私が申し上げましたような諸情勢もございす。そういうふうな理由等勘案いたしまして、現在NHKとしては騒音が一キロ、二キロであとはうるさくないんだというふうな考え方はこれは毛頭持っておりませんけれども、いま申しましたような事情で現在の区域でまんをしていただくと、それよりいまだところはいたしかたないというふうな考えでおるわけでございます。

○鈴木強君 まあ、これは幾多の経過があったが、昭和四十二年の七月十五日に衆議院の原健三郎氏が質問を質問書で総理大臣に周辺の免除の問題について出しておるのですけれども、これももろになつたと思ひますが、まあいろいろいふ言言つたような経過がありました、とにかく「基地周辺の受信料免除については昭和三十九年四月に協会がその免除基準を改正し実施したものであるが、これは基地そのものが国家利益の見地から措置されたものであることにかんがみ……」というふうな述べられておるわけですから、まあNHKとして現在技術的にどういふ方法か、いまここでいふには言えませんが、共同のものがあるいはどういふものか、とにかくその騒音を防止するといふような、そういうものの一環の中でテレビの画像がゆれないように、またよく見えるようにするといふ技術開発について研究を

進められておると思ひますけれども、そういうことが、やはり根本的に防衛施設庁のほうでも言っているように問題の解決になると思ひうのだが、それが科学的に技術的にできるかどうかというところは、これは非常にむずかしいと思ひうです。したがって、にわかにはこれで処置していくと言ふこともできないでしょう。したがって、その間はどうしても何らかの手を打たなければならぬと思ひうです。そこで協会は、それでは皆さんの受信料によつてまかなつておるわけでありまして、同時に難聴地域の解消というものがNHKに課せられた使命でしよう。ただ、その難聴と云うのが要するにNHKの責任ではなくて安条条約上置かれる国の航空基地、自衛隊の基地、そういう基地から発着するジェット機のためであるといふことですから、山の陰とか、そういう自然現象の中から起きてくる難聴地域については、今度は協会も従来より以上に思い切つて金を出してやるわけですね。難聴を解消するといふわれわれの強い要望に沿つて、その点は過渡的なものであつて、いわゆる人為的なものの一つのものであるといふようなことからして、NHKはそういうものを金額はこれ以上出せない、こういうふうな固執されることだと思ひますが、問題は難聴地域を解消することも協会に課せられた大きな使命ですから、受信者の方々に……さっきの国鉄の例ではないのですけれども、政府のほうで何かの金を出し、協会が多少譲歩するとか、そういうようなやり方方法を考へて、この問題を解決するしかないと思ひうです。防衛施設庁のほうも回答文の中にあるように、アンテナを立てて何とか救済したいと、こういうふうな考え方をしているのです。これらの御研究は進んでおりますか。と同時に、もう少しNHK側との連絡を密にし、政府として技術開発を進める。しかし、その間実際に起きておる現象に対する措置として、この当面の皆さんがあるいは全国の皆さんが同じように考へておるわけですから、そういう

ような改善策というものをやれないものかどうか、そこらもあわせて伺ひたい。

○政府委員(鶴崎敏君) このテレビの受信障害、特に画面が航空機の離発着によつて障害を受けるというところにつきましては、今年度におきまして、一部について試験工事を実施したいといふことで予算の計上しております。予定場所としましては、青森県の三沢市、それから神奈川県厚木の飛行場の関係も予定しております。現在厚木の飛行場関係につきましては、NHKの技術的な協力を得て調査を進めておりました、聞くところによりますと、近く第一次の報告がくるというふうになつております。したがって、その報告が出ましたならば、これをもとに検討しまして、何とか本年度に工事をやりたい、こういうふうな思つております。

○鈴木強君 それについての見通しですね。かなり救済できるという、可能性の問題ですけれども、これはいまのところでは、どういふふうな判断されておるのですか。最終的な調査の報告がまだ出ていないようだけれども、見通しとしては、相当救済できるような見通しがありますか。

○政府委員(鶴崎敏君) 先ほどお話のありました東海道の新幹線のテレビ障害の問題も、共同アンテナの設置によつてある程度救済されたというふうな聞いております。そこで、われわれもこの飛行場周辺の障害につきましても、そういう方向でかなり成果をあげるのではないかと考へ方です。いま調査を進めております。ただ、これは何としまして技術的な問題でございまして、報告がきませんと、軽々に何とも申し上げかねますけれども、ともかく現在よりはかなりよくなるのではないかと、このように考へております。

○鈴木強君 見通しのことでございまして、可能性のことですから、その程度の御答弁しかできないと思ひますが、問題は本質の解決が、根本的な解決がそれではできないわけですね。したがって、やはり何らかの措置を講じなければなりません。

○政府委員(鶴崎敏君) こういう障害の問題は、何と申しましても、障害そのものを軽減し、緩和するといふことが第一義だと思ひまして、本年度は先ほど申し上げたように、共同アンテナの計画を持つておるわけでございしますが、もちろんこれをやつたからといって、もとの問題まで解消するわけでもございせん。そこで、この料金の問題につきましても、わがほうとしましては、今後ともいかにすべきかといふことにつきましても、地元御要望もよくわかつておりますので、十分検討し、研究をしていきたい、このように思ひます。

○鈴木強君 これは郵政大臣いま本会議で向こうに行かれておりますから、政務次官がおいでになりますから、郵政省としてもとにかくこれはほつておけないことですね。第一義的には、政府が一体どうするかという態度を、防衛施設部長が言われたように、何かきめてもらわないとNHKとかみ合わないと思ひうです。ですから、第一義的に現行三十二条により免除基準の改正でいくということになると、NHKが郵政大臣の認可を得ることになるわけですから、NHKがその気になつても、われわれ放送全体の立場から見た場合に、額がどの程度になりますか、もう少し検討してみなさい。それから、問題があることはわかります。そこで、そういう点も十分考へながら、もう一度この問題に対して、政府としてもひとつ御研究をいたしたい、やり方は私はどうでもいいと思ひます。問題は、基地周辺の皆さん方の御要望に沿うような方向に持つていく、その具体的な政策というも

のを、具体策というものをきめてほしいと、こう思うんですが、ひとつ郵政省としての考え方も、この際明らかにしてもらいたいと思います。

○政府委員(木村陸男) この問題は、現状につきましては御承知のとおりで、一部減免をやっておりますが、その事態もときによって変わっております。これらの対策はやはりその障害を与えておられる原因者のほうにおいても、それぞれ障害排除のためにさらに一層の努力をするということも必要であると思っております。また、NHKは料金取っておりますから、NHKだけが一つ問題になりやすいのでございますけれども、民間テレビにいたしましては、やはりそういう障害のために見えないというところは広い立場から言いますと、やはり郵政省としては大いに考えなくちゃいかぬ、こういうふうにしてあります。NHK、ことに公共性の強い放送機関としてのNHKという立場から考えますと、やはりいまNHK側からもいろいろ申しましたけれども、経営の問題もございましょうが、今度は受信者の立場に立ちましたときに、お話のような自然的原因じゃないに、人為的な原因で見えるべきものが見えなくなるというように、料金という面においてある程度調整を加えていくということも、これは私はやむを得ないことだと思っております。そこで、その両方のサイドにおいて、今後大いに検討すべき問題があると思っております。これらのことを総合いたしまして、監督官庁としての郵政省は、十分今後そういう観点に立つて検討していきたいと、かように思っております。

○森勝治君 関連して、一つNHKに聞きたいんですが、先ほど幾つかの問題点をあげられましたが、その中で、財政上の見地からという一項がありますね。これは初めて伺いますので、NHKともあろうものが、基地周辺の電波障害を起こしている皆さんのために当然行なわなければならない問題で、私どもに言わせれば放置しておく、これはもちろんそれぞれの機関の責任もあるでありま

しょうが、ただ、それ、NHKが財政の見地で免除区域を拡大することは困るんだと、こう言われると、これは従来われわれがしばしば当委員会で見聞きした点と変わってきて、これは将来問題になるような気がしてならぬわけでありまして。たとえば境界線の設定をどこにするか、どこまで飛行機の音が響いていくから区域を区切るのがむずかしい、こういう説明ならやや合点はいたしますよ。あなただけと基本的な考えを異にいたしますけれども、合点いたします。財政上の理由で、拡大ができないということは全く私心外だ、これはかつて私が埼玉県の例を、埼玉の基地の例をとってここで申し上げた、横川委員も申し上げた、いま質問中の鈴木さんもこのことについて申し上げたわけですね、そのときには財政的な隘路ということは一つも言われなかった、ただ現在こうきめてしまったからだめだと言われているわけですね、ところが今度はあなたは初めてここへ出てこられてNHKを代表されて財政的な見地が一つ拡大の隘路だということになると、私は、若干問題が後日に残るような気がする、この点ひとつ明快にもう一回、問題点を五、六項目あげたらしいですが、もう一べんあげていただいで、私が質問申し上げた拡大が不可能な理由の、財政上の問題についてひとつ説明をいただきたい。

○参考人(竹内省三君) 非常に私、端的な表現をいたしましたので、誤解を招きましたのでおわび申し上げますが、最初に釈明させていただきます。財政上の理由で、最初に釈明させていただきます。そうい

うが、ただ、それ、NHKが財政の見地で免除区域を拡大することは困るんだと、こう言われると、これは従来われわれがしばしば当委員会で見聞きした点と変わってきて、これは将来問題になるような気がしてならぬわけでありまして。たとえば境界線の設定をどこにするか、どこまで飛行機の音が響いていくから区域を区切るのがむずかしい、こういう説明ならやや合点はいたしますよ。あなただけと基本的な考えを異にいたしますけれども、合点いたします。財政上の理由で、拡大ができないということは全く私心外だ、これはかつて私が埼玉県の例を、埼玉の基地の例をとってここで申し上げた、横川委員も申し上げた、いま質問中の鈴木さんもこのことについて申し上げたわけですね、そのときには財政的な隘路ということは一つも言われなかった、ただ現在こうきめてしまったからだめだと言われているわけですね、ところが今度はあなたは初めてここへ出てこられてNHKを代表されて財政的な見地が一つ拡大の隘路だということになると、私は、若干問題が後日に残るような気がする、この点ひとつ明快にもう一回、問題点を五、六項目あげたらしいですが、もう一べんあげていただいで、私が質問申し上げた拡大が不可能な理由の、財政上の問題についてひとつ説明をいただきたい。

立場からいいますと、確かに基地周辺におられる地域住民の方々、これはたいへん気の毒な状態である、私も考えておるわけでございますが、しかしそれが、本来NHKが主張いたしておられるように、国の総合的な施策の中において解決されるべきであるというふうに、かねてからNHKはそういうことを申し上げておったわけでございますけれども、減免という形をとりますと、やはり大多数の受信者の方々の納得ということの上には立たねばならぬわけでございます。そういう意味におきまして、財政と申し上げたのは非常に、あまりにも端的な表現をいたしましたので、これは訂正させていただいてもいいかと思っております。そういう意味で申し上げたわけでございます。

○森勝治君 関連で恐縮であります、再質問いたします。

なるほどあなたは、先ほどの御答弁の中で一般の納得という表現を用いられた。これが免除できない理由の第一項にあげられたわけですね。いまはしくもそれを繰り返されて申されたのだ、関係地域以外の国民の納得を得られないとあなたが申しておられる、基地周辺の難聴地域の皆さん方の御苦勞なさっている姿はもう皆さん御存じです。NHKが減免して減免が反対などという方々は一人もおられぬと思う。むしろ私はこそ、気の毒だから減免してやりなさい、こういう方々がおられると思う。これはここで問題を提起して恐縮であります、私も、これは減免と免除などという表現を用いておりますが、これは減免などというものはいいのじゃないですか。NHKがそれぞれの個人々の受信者と契約を、個々の契約を結ばれたわけですから、当然NHKは鮮明な画像を受信者に送る義務があるわけですね。それが中間の来雑物によって電波障害を起こすとなれば、完全な契約をNHKは履行しなかつた——しなかつたという表現よりも、むしろできなかったというところであるならば、減免というよりも、それは契約の条項の違反になるわけ

すから、大局的見地に立てば、これは免除でなくして違反の、いわゆる何と申しましょうか、違反金と申しましょうか、これはちょっと大げさな表現であります、むしろそれは受信者におわびの還元金をもって充てるのがしるべきだと思っております。減免などというものはよくなくて、申しわけない、一つ一つお約束したけれども皆さん希望する画像を送れない。したがって、本来テレビの使命というものは心を明るくするばかりでなくして、未来を明るくするものだ、これがテレビの大きな一つの使命だろと思う。ところが画像がちらついて、特に飛行機のジェット機などの騒音はひどいものですから、まさに暴音です。爆音じゃなくて、暴音です。暴力の暴音です。それと同時に画面がゆらぐ、何が何だかわからない。ただでさえ交通地獄その他非常に皆さんの神経がいらだっているところに、特に基地周辺の電波障害というのはいへんです。突然ががときますから、雷以上のものです。ですから、もう精神状態もまさにそれはいらだちますから、テレビを見て不愉快な思いを皆さんされる。私はこのほうがもっと大事じゃないかと思うのです。だから、したがって、NHKがおっしゃる通りに、免除地域を拡大できない理由の一つとして一般国民の納得という表現を用いられたが、一般的納得がいけないという、それこそ私は納得がいけない、これが第一点ですね。したがって、財政的な見地、NHKとあろうものがですよ、基地周辺全部免除して一体幾らになりますか。この前あなたは聞いておられたのであります。この前あなたは聞いておられたのであります。横田基地を差進してベトナム攻略に向かったアメリカのジェット機が埼玉県の飯能市の上空で反転して南方の空に向けて飛ぶ。横田基地から飯能の地域まで鶏は卵を生まなくなつた。かなり振動は激しい。全般的防衛で、きょうも来ておりますが、特に学校は防音装置、たいへんな施設をこの間政府支出でしたわけですね。そういうふうに行っているわけでしょう。だからそれはNHKばかりに責めを帰すことは無理

かもしれぬが、やはり同じ民間業界がたくさんありますけれども、NHKは民間業界と違つた法の保護を受けている特殊な協会でありますから、やはり、まず考えるのは利潤の追求は第二義であつて、第一は国民の福祉に寄与するものでなければなりません。しかも生活が快であるように、生活を快にするためにテレビとかラジオというものがあるんですから、わが家の生活が暗くなつたり、不愉快になるために皆さんはテレビを買ひになり、その画面を見ておられるわけでありますから、これは釈迦に説法で恐縮であります。が、当然ちよつとでも障害のあるところくらい直してやる。NHKのつくられた趣旨が、私はこういうところに生かされるのだらうと思うのです。規則がだめだ、拡大しにくい、ということとは、一般国民が納得しません。——一般国民は気の毒だと言つています。私もたくさん陳情を受けておりますが、私は関連ですから、多くを語りませんが、先般から、当委員会においてもこの問題、たくさん出ましたが、きょうのあなたの答弁は失礼であります。非常に後退している御答弁をなさつたような気がしてならぬわけであります。これはあながち私の邪推ならば幸いです。どうにかひとつ国民のためのNHKであることをお忘れなく、基地周辺の全部を免除しても、一体幾らになりますか。私は先般指摘いたしましたように、NHKは収入を内輪に見ているのじゃないですか。あれをまともな計数をあげれば、基地周辺のいま現実に困つておられる方々を、私は救済とか、そういうことは用いません、そういう意味じゃありませんから。これはNHKが義務として果たさなければならぬことでありますから、これはいま減免措置ということばだそうでありまして、そういう表現を用いますが、すみやかに減免措置をはかつて、皆さんが安心して生活ができ、家庭生活が明るくなるように、これは生活の中にテレビとかラジオとかいうものは溶け入つておりますから、そういう前よりも後退した御答弁ではなくて拡大をして、国民の期待にこたえられる

HNKであつてほしいと思うのです。したがつて、その点について重ねてあなたの御意見をいただきたい。

○説明員(竹内省三君) ただいまの先生の御忠告は、私もありがたく身にしみてちょうだいいたします。先ほど一般的な納得性ということを中心としたのですが、その納得が得られないということではございませんで、納得性ということも多少やはり考えておかなければならぬ。と申しますのは、やはり公害というものが基地の騒音からだんだんと時代の近代化、あるいは進展に伴ひまして広がつてまいつてきております。いわゆる都市騒音の問題その他いろいろの問題もございまして、そういうふうな観点もございまして、納得性も私は考慮して、こう申し上げたわけでございまして、その辺につきまして、若干釈明させていただきます。ただ、決して一歩後退的に私ども考えておるのでございまして、何とかこの種の問題を解決したいというところが、これは私どもの本意でございます。先生のおっしゃいますように、確かにテレビの効用ということにつきましては、私も全く同感でございますので、そういう意味におきまして、何らかの解決はかりたい。しかし、先ほど鈴木先生も申されておられましたように、なかなか技術的な解決がむずかしいでございます。私どものほうにおきまして、たとえば、ワイヤレスのイヤホンであるとか、あるいはメーカーにはキードAGCのテレビ受信機でフラッター現象をなくするようにさせる、あるいは防衛施設庁のほうで検討しておられます共同聴取の方法につきましても御協力申し上げまして、何らかの前向きな形で、これに参加いたしておるわけでございまして、技術的な解決という面につきましては、非常にむずかしい面がある。そこで、私もといたしましては、できるだけけやはり総合的な形で国の政策、一般公害とやはり同じような見地の、同じような申ししますと、語弊がありますが、たとえばいま問題になつておりますビル陰の共聴の問題等もございまして、い

ろいろなそういうものを総合しまして、NHKとして、そういう問題に対処してまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○鈴木強君 先ほど事務次官から今後の対策についてお答えがございました。現段階においても郵政省としての考え方は、次官の言われたとおりだと思ひますが、ただ、あまりこれは時間をかけておいたのでは意味がないわけですから、できるだけ短時間で短時間にそういう考え方をまとめたいたいただくことがぜひ必要だと思ひます。いま、森委員から契約との関係でもお話がありました。私もそのことはやはり正常な画像が見えるということをお前提にして契約をするというのが筋だと思ひます。ですから、森委員のおっしゃったことは私も言いたいことであつたわけでして、そういうふうないろいろな観点からして、こちらのほうも一枚加わつて、そうして次官のおっしゃったような線で早急にひとつ結論を出していただきたいと思ひます。

それからこれはきょう私は重大な発見をしたんですが、それは公文書で、一般国民に回答する回答文が、非常にわれわれが見て納得のできない、しかも、内容的によく検討してみますと、問題があるような回答書を出しております。これは防衛施設庁の場合でも、私はそう感じます。ですから、NHK側においても回答について、まずさといふことはお認めになると思うのです。ですから、これはもう一回関係の皆さんがどういうかつかうか知りませんが、直接国民の意思として請願活動をしているわけですから、基地反対、騒音、爆音の防止期成同盟の皆さんのほうにもひとつ十分連絡をとつていただいて、施設庁の実際のところをもう一回ひとつよく説明してほしい、NHK側もひとつ、そういう法の精神だけを振りかざして出すような、そういう回答については私はまずいと思ひます。ですから、その辺ももう一回ひとつ関係者の皆さんにおいでいただくなり、こつちから行くなりして、十分に意を尽くして、従来の経過等についても御説明を申し上げ、これからこうしていくんだということにつ

てもひとつ納得のいくように説明してもらいたいと思ひます。まあ、郵政省も当然中に入つていくことと思ひますが、そういうふうなことをひとつやつていただけたらどうか、この点だけ回答していただいて、次に移りたいと思ひます。

○國務大臣(河本敏夫君) 先ほど来いろいろ御意見が出ておりましたが、私は、結論的に申し上げますと、まあNHKは全国くまなくテレビが見えるようにする、この義務は当然あると思うのです。同時に、見えないところから料金を取るべきではないと、また、見にくいところからは全額取るべきではない、もちろん基地の場合と、それから民間の商業航空基地のようなどとは違い、事情が違ふとは思ひます。まあ事情は違ふと思ひますが、いずれにいたしましても、NHKのほうから、これこれの理由によつて減免をしたいと、料金徴収減免をしたい、こういう申し出がありましたならば、十分検討をいたします。

○鈴木強君 大臣本会議のほうに御出席でしたので、この審議とタイミングがちよつと合わないのですが、しかし、せつかつたいへんいい御発言をなさつて、私も非常に感謝するんですが、けれども、そのとおりだと思ひます。

そこで、もう一つ、私がお願いしたいのは、協会にももちろんそういう精神でやつていただくわけですが、同時に、見えない原因をつくつていのは、やはり基地の問題ですから、その点については、ひとつ関係各省がよく相談をされて、これは基地周辺整備法等によりまして、たとえば有線放送だとか、有線放送電話等で、公害のために障害があるときには、十分の八ぐらい国から補助していると思うのですが、今の整備法からいうと、そういうふうにはやはり国が力を入れている部分があるわけですよ。ですから、やはり安条条約に基づいて基地があり、基地のジェット機によつて公害が出てくるわけですから、その公害を排除することはやはり国にも責任があるように思ひます。ですから、その辺は大臣のおっしゃったこと

につけ加えて、ひとつよく関係者で御相談を願って、地元のほうの御希望にできるだけ早く近づけていただきたい。政務次官は大体私の申し上げたことを認めていただいて、できるだけひとつみんなで相談をしていい結論を出したい、こういうお答えでしたから、それで大体いいと思います。そういうことも申し上げたのです。ちょっとこのところもひとつもう一回。

○国務大臣(河本敏夫) 関係者集まりまして、さうそく十分調査をいたします。

○鈴木強君 ところで、防衛施設庁それはいいですね、それからNHKも。

○政府委員(鶴崎敏君) きょうこの委員会の席で、いろいろテレビの受信障害並びに受信料の減免等の問題について御指摘がありました点は、われわれ今後十分検討したいと思えます。なお厚木関係の基地爆音防止期成同盟のほうに對しましては、先般の文書の真意について私どものほうからよく説明をしたい、こう思います。

○参考人(竹内省三君) 先ほど申し上げましたように、私もこの基地の住民の方々に對します。気持ち、先生と全く同様に考えておるわけでございます。そういう意味におきまして、できるだけ関係各省庁等とも相談をいたしまして、前向きな検討を進めたいというふうに考えます。

○鈴木強君 それから関係者に対する……。

○参考人(竹内省三君) 失礼いたしました。

この文書につきましては、その意をさらに尽くすように十分御説明申し上げたい、こう考えております。

○鈴木強君 それでは、この問題についてはこれで質問を終わります。

次に、米軍通信施設に対する電波障害問題でちょっとお尋ねします。前も、私はこの委員会でも御質問したんですが、朝鮮事変、動乱のあと、ずっといろいろ問題がありました。特にベトナム戦争がエスカレーションしてからアメリカが制限地区をかなりふやしてまいりましたね。それでその基地周辺の関係の皆さんが、A、B、Cゾー

ン、それぞれ分かれまして、相当きつい制限を受けておるので、こういつた問題に對して、電波規制の点から、私は問題を取り上げたわけですね。そこでこれは日米合同委員会の通信部会、電波小委員会ですが、何かそういうところで問題が議せられるように思ふんですけれども、その後ベトナム戦争が多少、パリ会談等によって小康状態になつてきている。そういうことからして、制限もある程度緩和するというような動きもあるように聞いている。特に横浜の上瀬谷の問題については、更改期にもきております。いろいろあの手この手で防衛施設庁のほうからも話があったと思うんですけれども、施設部長も来ておられますし、ちょうどいいときですから、現在この規制の問題については、私がこの質問してからあと、米軍はどういうふうな態度を持っておるか、従来の態度でそのまま進んできているのか、多少なりとも緩和してきているのか、この点をひとつ知らしていただきたいのです。

○政府委員(鶴崎敏君) 米軍に提供しております通信施設の周辺の電波障害の防止の問題でございますが、ただいまお話のありました上瀬谷の通信施設につきましては、従来土地所有者と契約をしまして建物の建築制限その他御協力を願つてきておつたわけでございますが、これにつきまして、米軍の制限の緩和方を要請しまして、いろいろ検討してもらいました結果、今般かなり大幅な制限の緩和が実現をしまして、一部土地所有者から四十四年度の契約拒否の問題も出ておりましたけれども、この制限緩和によりまして円満に話がつきまして、契約を完了しております。そこで、この上瀬谷以外のところにつきましても、実は米側からいろいろ、最近電波障害が出てきておるので周辺地区に對する規制をしたいという要求がきております。全国で十二カ所にわたつておりますが、この問題につきましては、何分にも要求の範囲が非常に広い、したがって、周辺に与える影響が甚大であるというふうなことから、わがほうとしては、非常に重大な問題であるということ

で、日米合同委員会の下に電波障害の特別委員会というのを設けまして、米側と折衝して、おられます。まあ米側の立場としては通信施設を提供せられておつても、これが実質上いろいろ障害を受ければ、その機能を果たせないという問題もございします。しかしながら、わがほうとしましては、やはり何といつても、周辺にあまり大きな影響があつては困というところで、基本的にはなるべく周辺に對する影響のないようにということで折衝しております。先般の上瀬谷の制限の緩和というところは、米側も日本側の立場をある程度認めて制限緩和に踏み切つたと。他の十二の施設の電波障害緩和地帯の要求につきましても、かなり米側は緩和の方向で検討しつづけているということだけは申し上げられると思ひます。

○鈴木強君 たいへん前向きな姿勢で御苦労されて、米側も理解をするところは理解をして、特に上瀬谷については制限緩和をしてきたということですから、これはまあ非常にけっこうなことである、御苦労には感謝しますが、残された十二基地ですね。これは新たに追加してきた問題でございます。まあ極東情勢が緩和したとか、あるいは緊急性を帯びたとか、いろいろ国際情勢の分析はあるでしょうけれども、ミッドウエー会談等を契機にして、パリ交渉というものがかなり進捗していくと思ひます。好転していくというふうな判断されるときですから、あとの分についても、かなり譲歩をするような気配があるというふうなアメリカ側の考え方も述べられたわけですね。そこで、まあ多くを私はきょうここで申し上げるつもりはないんですが、問題は通信の制限のことです。電波制限のことですから、これは私がさっき申したような、ジェット機による爆音のための障害とはいささか違つていふところがあります。ですから基地、米側自体がもう少し技術的に検討を加えて、アンテナを高くするとか、何かこう考へたら、周辺これは何ぼでしたかね、二十フィート以下の建築でなくちゃいかぬとか、鉄筋や鉄骨はいかぬとか、交通量は毎時自動車五台以下だ

とか、こんな、われわれから言つてとんでもない、国民の基本的な権利を侵害するようなのを強制しなくても済むように思ふんですね。ですから、そういう国際情勢の変転と同時に、私はもっと技術的に研究できるものだと思いますから、その辺も抜かりなくやっていただいていると思ひますけれども、ぜひひとつ残された十二について、無理をしないように、さらに積極的に強い姿勢で、これは交渉に臨んでもらいたいと思ひますが、部長の御所見だけ承りたい。

○政府委員(鶴崎敏君) ただいま先生から御指摘のありましたように、米軍の施設そのものを改善することによつて、電波障害がかなり解決できるんではないかということでございますが、われわれも全く同感でございます。ただ、残念ながら技術的な知識がございせんので、さういつた点につきましては、郵政省のほうの御援助を得たい、こう思つております。要するに、その周辺に對する制限はもう極力押えて、その方法としては施設そのものの改善をするということが一つの考え方としてあるんではなからうか、こう思つております。そこでまあ、こういった面もあわせて現在検討を進めていこうというところでございします。その点、御了承を得たいと思ひます。

○鈴木強君 私は、これはこれで終わります。次に、十二チャンネルの現状、特に十一月の免許期日との関係でお伺いしたいと思ひますが、これはどうも一時間以上かかりそうですから、きょうは時間の関係があるので保留をしまして、次の機会にこれは譲りたいと思ひます。そこで、関東広域圏内の県域放送の免許のためのチャンネルプランの修正のことですが、これはたまたま公職選挙法が改正される、そしてテレビによる演説、政見放送ができるようになるわけでございます。これはNHK側の受け入れ体制、民放側の受け入れ体制のこともあるんですが、そういった点も関連がありますから、まずいま修正しようとするチャンネルプランはどういうものであるか、その内容をひとつ明らかにしてほしいの

です。

○政府委員(石川忠夫君) 今回のこの前の電波監理審議会に予備説明をいたしまして、去る土曜日に公聴会といいますが、関係者の打ち合わせ会を開きまして、これに対して意見を聞きまして、いまこれからその意見をまとめまして、電波監理審議会に諮問をいたそうといたしております。テレビジョン放送用の周波数の計画表の修正は、たゞいまお話のございました広域圏の中、関東地方という広域圏の中における群馬県とそれから千葉県にそれぞれ一つずつUHFの波を置くというこの修正でございます。

○鈴木強君 そうしますと、あと残っているのはどの県になりますか。

○政府委員(石川忠夫君) 関東は神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県それだけでございます。

○鈴木強君 それからあと近畿、それから東海です、これで残っているのはどうなりましたか。

○政府委員(石川忠夫君) 東海は三重県と岐阜県に置きましたので、残っているところはございません。近畿地方におきまして和歌山県、奈良県、滋賀県三県でございます。

○鈴木強君 そのほかテレビのないところはないですね。

○政府委員(石川忠夫君) 一つもない県は、これでございます。

○鈴木強君 それで、七日に関係者の打ち合わせ会を開いたようですが、その際おまな意見としてはどういふ意見が述べられたでしょうか。

○政府委員(石川忠夫君) 関係者としては、今後の選挙放送とか、あるいは地方における、各県におけるローカル放送、あるいは各県におけるローカル文化の発展のために非常に喜ばしいことであるという意見が多かったです。それからもう一つ批判的な意見としては、出すならば一挙に全県出すべきではないかというような批判が一つございました。

○鈴木強君 まあ、いまのあとの批判といえは批判という要するに電波行政に一貫性がない、全国

的に出すなら出して、それからおやりなさい、こ

ういう意見もあったそうですが、これはわれわれが前から言っている意見なんです。ところがこのういう打ち合わせ会を開いてみても、せっかくのういう意見が全然生かされていないのです。ね、最近見ると。もうUの第一、第二、第三というふうに出しに小出しに出してきている。その姿というものを対してわれわれが幾ら言っても、郵政省はわれわれの声を傾けてくれない。同時に、こういう法律上踏まなければならない手続のものもあつてお待ちになるのでしょうか。どうも打ち合わせ会議といふものの意見といふものは反映しないといふのは、一体どういふわけなんでしょうか。ただ意見言いつばなしでよくいふものがこの打ち合わせ会議ですか。打ち合わせ会議の意見といふものは尊重していくたてまえじゃないのですか。そうでなければ今度だけでなくて、何回やってみても、電波行政の一貫性といふものに対しては正しい姿が浮かんでこないわけですが、これはどういふわけでしょうか。

○政府委員(石川忠夫君) 私どもは千葉と、それから群馬に対するチャンネルプランの修正によりまして、チャンネルを追加する修正に対する意見として聞いたわけでございますが、まあ総体的に見ますと、大体賛成のほうが多いわけでございます。そういうことになろうかと思ひますけれども、批判的な意見としては、ただいま申し上げましたような意見があつたわけでございますが、従来からいろいろ何と申しますか、慣例と申しますか、から申しまして、またこの広域圏内の県域を各県に置くという方針は大体きまつておるわけでございますけれども、現実とまあ置いといて、二県にチャンネルを追加するといふことと、二県にチャンネルを追加するといふ修正をやつたわけでございます。それぞれ御意見はありますので、今後そういう御意見も十分検討してまいりたいと思ひますけれども、従来の方針を今回も踏襲する、こういうことになろうかと思ひます。

○鈴木強君 われわれが七日の会議の模様を知り

得る範囲で聞いてみますと、出られた民放連か、広告主の方からよくわかりませんが、NHKにしても、やはり免許に対する一貫性といふものに対しては批判的な意見を出しておられると思うのです。ですからあなたがおっしゃるようにな多数は認めよう、これは一つの組織で、代表が一人か二人行っていると思ひますがね。そこでNHKとしては総体の基本計画の一部修正の際にも、とにかく県域放送といふものをUで広域圏やらしてほしい、こういう要望を出しているのだが、どうもそういうものはあまりやってくれないで小出しにやっていると申すように聞こえます。私に批判、意見があつたように聞くのです。それから民放連のほうでは、県域放送の性格とか、全国的な県域放送の長期計画、さらにテレビ放送の全体の構想といふものを明らかにすべきだ、そのつど修正するといふのは一貫性に欠けているのではないか。長期構想を示して県域をその中でどう考へるかといふことにしなければいけないのではないかといふきつめて強い意見があつたように私は聞いておるのです。これは大臣どうなんですか。公職選挙法との関連もありますから、もう少し関東も具体的に聞きたいと思ひますけれども、いまの電波行政の一貫性の問題について、とかく電波行政と政治といふものの関連で非常に問題があることは私が何回も申し上げているとおりなんです。ですから、できれば青写真を示して、全部の青写真を国民に示して、要望が強いとか、強くないとかいふことでなくて、やはり一つの青写真をUでこれだけのものをどこにやれやすと申すといふ計画を示して、それからやるべきだといふことは大臣も賛成だと思ひます。前もそういうことを言われたように私も思ひます。ところがそれを出し得ないといふこと、それは、政治的にそれをばねにしようか、それとも事務当局から、大臣就任以来、そういう一貫性の問題について、全然そういう計画を大臣のところ

に持つてこないものなんですか、そこらはどういふものでしょうか、ちょっと伺いたい。

○国務大臣(河本敏夫君) 今度ききましたことは、一昨年でしたか、関東を除く近畿二県、それから東海二県に県域の民間放送局を置きまして、そこで広域圏として残っておりますところは、関東の六県と近畿の三県が残っておりますことは、先ほど局長が答弁いたしましたとおりでございますが、今回この残つておる関東六県に対してそれぞれ民間放送局を一挙に認めていこう、こういう基本原則を一応きめたわけですから、そのうち群馬と千葉はいろんな点で十分経営的にやつていける、こういう体制が完全に整つたものですから、そこでとりあえず群馬と千葉に免許をしよう。そうすると、残るところは七府県といふことになりまして、そこに對しては群馬と千葉と同じように機能が熟して十分やつていける、こういう見込みがつか次第、これは一べんになりますか、順次いくつもりでございます。そういう状態でございまして、たまたま他の七府県は機能が熟していません、こういうことでございまして。

○鈴木強君 そうすると、実際にはチャンネルプランは七県に對してあるわけですね。ただ、いま具体的に電波審議会に諮問しようといふのは二つであつて、そういう基本構想といふものはもうきまつていて、こういうふうな理解していいですか。

○国務大臣(河本敏夫君) そのとおりでございます。

○鈴木強君 それならやつぱりそういうことを世間に向かつて言つてほしいです。そうすると、つまらない誤解もないでしょうし、われわれの言っている趣旨も生きるように思ひます。ですから、やはり早目にチャンネルのプランというものを立てて、ほんとうは審議会にかけて、そして発表すればいいんですけれども、大臣のおっしゃる通りに機が熟す、熱さない点もあるでしょうから、多少の考慮は必要だと思ひますけれども、ほ

んとうは私はちゃんと明らかにして、それから今度はこれとこれとやりますというふうにやられたほうがいいように思うわけです。それはうらはらのことです。基本計画がきまっておるなら、私はそういうこともぜひ世間によく忘れたいで発表してはいいです。そういうところが漏れているから非常に疑問を持つ。そうすると、私はこの問題についてはあまり質問がないので、ただ問題はNHKと民放が今度公職選挙法上の放送をやるわけですね。そうすると、関東エリア、あるいは残されている近畿エリアにおいて、はたしてうまくいくかどうか、この辺は選挙法の草案をきめるときに、民放なりNHKと十分相談なさったと思うのですが、この関東圏におけるNHKのUHFの割り当てというふうなことは、あわせてどういうふうに考えておられるのか。

○国務大臣(河本敏夫君) そこで残る問題は、先ほどお話のような関東のみならず、日本の広域圏全体におけるNHKの県域放送をどうするかという問題でございますが、今回県域放送をやるという内容の公職選挙法が改正されるということになりますと、現在のNHKの状態では、関東、関西、特に関東の広域圏におけるテレビ放送ということはやってやれないことはありますが、しかしちょっと困難だ、かつ一般の人たちに対して迷惑をかける、こういう結果を伴うと思うのでございます。そうして、きびしい批判も当然起こってくると思うのでございまして、そういう事態に対処するためには、どうしても広域圏におきましてもNHKの県域放送を認めていく、こういう方向で当然検討しなければ今回の公職選挙法の改正というところは効果がないと思います。そこで、波の関係におきまして、どういうふうな形でこれを解決していったらいいかということについて目下真剣に検討を続けておるところでございます。前向きな形で解決をしていきたい、かように考えておる次第でございます。

○鈴木強君 苦勞されていることはよくわかりました。それで割り当て電波は大体見通しとしては

ございませぬ。

○国務大臣(河本敏夫君) 実はNHKに対する割り当て電波の見通しがまだはっきりしないので、そこに問題がありまして、割り当て電波の見通しを立てれば新規にもう一波ということも当然考えられますが、割り当て電波の見通しが立たなければ現在の放送体系の内部におきまして、現在の放送体系の中において一部分を県域放送にする、そういうこともあわせて検討してみたいと思っております。

○鈴木強君 わかりました。その点ひとつ御検討いただくことにして、すでにお話の三重、岐阜等は放送を開始したわけですね。その後、放送番組はどんなふうになっておりますかね。たとえば自主番組なんかは、自社作製の番組ほどの程度パーセンテージにして流しておるか、そういう点の研究はなされておりますか。

○政府委員(石川忠夫君) いくつか通信委員会でお答え申し上げましたとおり、三重はここのたしか秋に電波発射をする予定になっておりまして、岐阜がすでに放送を開始したしております。内容につきましては、実は資料を持ってきておりませんが、ちょっと資料が手元にございませぬので、いずれあらためましてお答えしたいと思っております。

○鈴木強君 神戸はどうなっていましたか。

○国務大臣(河本敏夫君) 神戸は大体自主放送番組を、ローカル放送を中心としたもので約三割実施したいと、こういうことを基本にいたしております。そして、それに對しては県及び神戸市が積極的にスポンサーになって援助している、こういう体制をとっております。それから、一部分はNHKの放送をもらっており、約半半分は十二チャンネルと十チャンネルからもらっており、こういうことになっておるのではないかと思います。

○鈴木強君 まあ、まだ始まったばかりですから、いまこういうのを聞くのは少し早いような気がします。それで割り当て電波は大体見通しとしては

ました二局ないし三局の併存ということが、経営的にどうだろうかという心配を持っているわけですね。で、いまの見通しとしてはどうなんですか。神戸あたりの例でもいいですけれども、大体当初計画どおり経営というものはいくものなんでしょうか。予算的な面も含めて——予算というとおかしいですけれども、まあ経営ですね。その点の見通しなどというものがもしわかっておたら、教えていただきたいと思うんです。

○国務大臣(河本敏夫君) 神戸のほうも先月から始めたばかりでございます。まだはっきりした見通しは立たぬようでございますが、しかし、何ぶんにも兵庫県という大きなバックグラウンドがございまして、それから先ほど申し上げましたように、県と神戸市が非常に力を入れておるといふことから経営的には十分成り立つ成算があるようでございます。

○鈴木強君 何か局長ありますか。

○政府委員(石川忠夫君) 資料はございませぬが、先ほどの岐阜の放送番組は八割方はNETを受けていたように記憶いたしております。したがって、あそこU放送も従来の放送会社のような経営態度ではあるいはむずかしいかもしれせんけれども、非常に引き締めた経営をやっている、十分成り立っている、これはなかなうかと、まあかように、これも始めたばかりではございせんが、これは申し上げられませんが、私もはやっていけるというふうに聞いております。

○鈴木強君 まあ、すでに発足をした会社、あるいは準備をしている会社、山梨県なんかもある問題がありましたが、やっとなんか、私どもとまったくその内容をせんだって聞いてみたんですが、進んでおるようですが、いままで免許した中で徳島でしたか、それから福島でしたか、非常にまだとらないで問題になっているのがありましたけれども、あの見通しはどうなりましたか。

○政府委員(石川忠夫君) いままでチャンネルを

割り当てて会社ができていないのは徳島県だけでございませぬ。これについては、まだはっきりした見通しを申し上げられるような段階になっておりません。

○鈴木強君 それは、あれですか、どういふところに原因があるんですか、まともない原因

○国務大臣(河本敏夫君) 結局ですね、たくさん申請がありまして、その一本化がまだできないと、こういうことでございます。

○鈴木強君 あれば免許したときに、いつまでに一本化しなければ、準備ができなければといううな留保条件がついていましてしたのですか。

○政府委員(石川忠夫君) まだ予備免許をしてございませぬので、チャンネルを割り当てたままです。チャンネルをそれじゃチャンネルプラン上から消すかというのになりますと、そういう前例もございませぬので、そのままでございませぬ。期限はきまっております。

○鈴木強君 そういふことじゃなくて、これは前には小林さんの当時、何月までには何とかしてというふうな段階の何らか条件をつけたでしょう。それは免許の問題としてつけたのか、行政指導上の問題としてつけたのか、私はよくわかりませんが、そういうことがあったでしょう。そういうことはないので、この徳島の場合は、

○政府委員(石川忠夫君) 予備免許をした場合に何月の何日までには会社ができたことを役所が確認すること、これを停止条件といたしまして予備免許をする、こういうことになっておりますので、予備免許の場合には期限がございませぬけれども、これはチャンネル割り当てただけでございまして、会社はまだだれも予備免許を受けるというところでございませぬので、こちらも予備免許したわけでございます。期限はございませぬ。

○鈴木強君 そちらも少しこの一貫性の問題についてまあ割り当ててみたけれども希望者がいない。割り当てから青写真を示せと。だれもないとい

う場合とたくさん多過ぎてきまらないという場合と、これは二つあるわけですよ。いづれにしてもその見通しをつけて皆さんは免許する免許すると、こういっておられるわけですね。それでなかつたら、ちゃんと基本的にはきまつておられるわけですから、関東にしても六県、近畿三県、七県についてね、こういうチャンネルを割り当てますと、こういうことを天下に明らかにすべきだというんです。そうすると機が熟さないとか何とか、そういう理屈もあるでしょう。あるから、われわれもある程度後退したような考え方を申し上げるわけですからね。ですけれども、今回の場合には小林さん一流の見通しがあるということであつたときは強引にやったわけですよ。ところが船頭多くしてというふうなことになるわけですよ。一体一本化がでないというの、その見通しを誤まつて従来からの郵政省の方針からすれば割り当てをしたと、こういうことになるんじゃないですか。だったらもう少しゆっくりしたらどうだったですか、そういうわずかしかったら、いつまでそれをほつておくんですか。

○政府委員(石川忠夫君) これは確におつしやるとおり見通しとおりのかなかつた。見通しより一本化ができるのに長くかかつておる、こういうことは事実でございますが、さればといって、割り当てた周波数を消してしまふということもいかかと思ふのでありまして、いまのところそういうことは考へておりません。

○鈴木強君 私、割り当てたものを取り消せんということはそれは絶対言いませんよ。むしろ全国的に、まあ、うまく希望者があつて、すぐ乗れるかどうかは別としても、チャンネルプランだけは明らかにしたらどうですか、こういうことを私は言つてきているわけですから、そういうことはいいことであつて、皆さんそうしたいけれども、なかなか機が熟さぬという問題があるから、そういうことで第一次、第二次、第三次と出すわけですね。それに対して民放をはじめ大多数の人たちはやはり批判的です。これは打ち合わせ

に出てくる人たちはわずかな人でしようから、皆さんにやはりできるだけ青写真を示して、基本計画の中で、そういうようなものを明らかにして国民に示したらどうか。これは当然ですよ。それをおやりになるようになるかと思ふと、今度はそれじゃいかぬといつてまたおやりになる。そうすると、それもまた今度はうまくいかないというのですね。ここで私は取り消せといふことを言つたのじゃなくて、そういう郵政省の従来の一貫した態度からすれば、あまりにも、これはその考え方に乗つてないのじゃないか。それならば、もう一回どうですか、考え直して、残されたチャンネルを全部出して、国民にこれしかないなら、あるならあるといふことを全部青写真でも一回やつたらどうかといふことを、徳島の問題を考へるにいつても、そういうことを言いたいのですよ。見通しが間違つておつたとか、甘かつたとかといふことでなくて、もう一べんそこで検討をしてみらえませんか、もう一度基本線に立ち戻つて。

○政府委員(石川忠夫君) 徳島の問題も、そう長いこと現状で続くといふわけではございませんで、近くこの問題も片づく、こういうふうな考へられますので、そういうことで、現在までほかの県に比べると幾らかおくれたと、こういう状況でございますけれども、いつまでもこのままになつておるということではございませんので、御了承願ひたいと思ひます。

○鈴木強君 いや、時間もないから、きょうはこの程度でこの点は終わつておきます。最後に、大臣、東京地区のFMはその後どんなふうになりましたか。

○国務大臣(河本敏夫君) 東京地区では、FM放送をやりたいという申請が、御承知のとおり、六十幾つ出ておりましたが、いま最後の調整をしておるところでございます、ごく近く結論を出したいと思つております。

○鈴木強君 もし差しつかえがなかつたなら、郵政当局が関係者に示した案というものがあつたらう

に聞いているのですけれども、あるならこれをひとつ明らかにしてもらえませんか。

○国務大臣(河本敏夫君) 内々に意見を言つたり、相談をしたりすることは、取りまよめ段階においていたしておりますが、一つの案として示すとか、そういうことではありませんので、もう近くまとまることでもありますので、それもそう遠い将来ではありませんが、ごく近くまとまる見込みでございますので、御了承をいただきたいと思ひます。

○鈴木強君 それでは、まあ大臣は委員会です正式に言えないかもしれないですが、たまたま私は情報を持っております。この情報はどこでニュースを仕入れたのか、私は知りませんが、いいかげんのものでないですか。この情報として、皆さんは公の場所では言えないのですが、こういう情報が流れておるのです。これをみんな読みますよ。まあ何か国会の場所では、秘密主義をとられるような気がするのです。ところが、それが一般にはもう新聞や情報でどんどん流れていく、こういうふうなことで、どうもその辺納得できないものなんです。それから、あえて私は、大臣がそうおっしゃるなら、ここで読み上げてみたいと思ふのですが、こういうふうなこの情報は伝へています。一民放FM新免は、チャンネル割当の東京、名古屋、大阪、福岡四地区のうち東京を除く三地区三局に對しては予免されたが、東京地区は一本化調整が遅れ、予免持ち越しとなつておる。東京地区においては、足立日商會頭、植村経団連会長の名のもとに一本化が図られたが、同地区は競願多数に加えてFM東海の処理がからんでおるだけにスムーズに運ばず、当初から難航配をみせた。

今回の新免は、他地区と同様に東京も新聞、通信、教育関係を除き、出願六六社のうち三五社が対象とされたが、他地区と異なり、競願者による話し合いが行なわれず、郵政当局案に基づく出資配分について、アンケート式に書類で各申請発起人に諸答の回答が求められたことから一本化の交渉を招いた。また、出資配分も全て個人別とし、

それも均等でないところから難色を示す申請者も多く、さらにFM東海処理に對してもクレームが多く、三月末までに完全調整が行なわれず、現在にいたつておる。出資配分では、梶井剛、林屋龜次郎、前田久吉、小金義照各氏の各五%をはじめ松前重義氏四%、有田一寿、百瀬結、神崎丈二各氏各三%などが主なるところで、当初三三%以上を主張していたFM東海も、松前、小金両氏計九%となり、この線では了承の意向を強めておるの、出資配分はこれら個人別五%を最高にとする公算が大となつておる。

ところで、「首脳人事については、小林前郵政相当時に東京地区の民放FMに關しては林屋氏に任せるとの方針が内定、これが今回の新免に際してなお存続されているといわれ、しかも副社長・前田氏、専務・重宗昌幸氏まで内定していたといわれたことから、申請の大部分を占める財界筋が難色をみせた結果、林屋氏以外の人事は消されて、依然として林屋氏の社長就任の線が残されているので、この問題をめぐつての調整ができない限り、東京地区の一本化は進まず、予免持ち越しが続けられるものとみられる。」こういうふうな情勢分析されておるのですが、これはおおよそ合つておるのでしょうか、間違つておるのでしょうか。

○国務大臣(河本敏夫君) 私も、それに類したことを聞きましたが、調整の段階では、何ぶん数とある申請者のことでございまして、これはなかなか一朝一夕にはまいりません。しかし、FMの特徴を生かした一番東京地区にとつて望ましい放送の体制をつくりあげたい、こういうことである苦慮しているわけでありまして、途中におきましていろいろなうわさも流れると思ひますが、先ほども申し上げましたように、もういよいよ最後の段階にも近づいておるようにも見受けられますので、いい放送会社をつくる、こういうことで一生懸命取り組んでおるつもりで、もうしばらくお待ちをいただきたいと思ひます。

やはり延びますと、いろいろのうわさも流れるでしょうし、やはり免許するという大方針をきめた以上は、徳島の例ではないですけれども、すみやかに構成をして目的を達成するようにしていただきたいと思うのです。大臣、せっかく近い将来免許ができそうだといいことですから、大臣を信頼いたします。ただ、私は、FM東海という既存の放送があるわけですから、これは望星高校といひまして、多数の貧しい家庭の子弟が放送を通じて勉強しているという特殊な放送でありますから、これらの諸君が、今度の東京地区一本のFM放送というこの郵政省の方針によって被害を受け、打撃をこうむることのないように、これらの点はひとつ十分に配慮していただかせんと、せっかくの御方針が私は水泡に帰すような心配がありますので、たいへんせかせかしいような話でございすけれども、これらの点は十分ひとつ重要な要素として御考慮に入れていただいて円満な解決をお願いしておきます。

○国務大臣(河本敏夫君) 現在勉強しております青年たちが迷惑をこうむらないように十分配慮していくつもりであります。

○委員長(永岡光治君) 他に御発言がなければ、本件に関する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十分散会